

学生便覧

Student Manual



正 眼 短 期 大 学
禪・人間学科

Shogen Junior College / Zen・Human Nature Course

建学の精神

「行学一体」 詳しくは「行学一体の禪的教育による人類文化に貢献する有為の人材の育成」

本学が、行学一体をかかげ、それを実行する大学であり、そこに社会有用性があると自負しているのは、本来、大学の目的は真なるもの、またこの世でもっとも善なるものを学問・知識の面から探求し、より高い人間性を養うことで社会に対しては、奉仕的精神をもって不言実行する人材を送り出すことを主眼としている点である。

教育目的・教育目標

教育目的

『学則』 第1条

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教に関する専門の学術を研究し、行学一体の禪的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

『寄附行為』 第3条第1項

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。 (2, 3略)

教育目標

第一に「『究めること』学の精神…本来の自分を探究し見出すことを目指す」

第二に「『人の役にたつ』行の精神…その力をもって建設的に社会に役立つことを目指す」

これらの両面において、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、それぞれに、可能性に向かって一歩一歩、挑戦 することを求める。本学の教育目標は、この一人ひとりの主体性、可能性に対する信頼と確信の上に築かれている。

卒業に関わる学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針

学位授与の方針 (DP／Diploma Policy)

- ・広い社会的関心と教養を有し、宗教・仏教・禪・歴史・文化について説明でき、禪について専門的知識を習得している。
- ・宗教・仏教・禪・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。
- ・建学の精神(行学一体)を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性を持ち社会に貢献できる能力を有している。
- ・主体的自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決できる能力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針 (CP／Curriculum Policy)

- ・一般教養科目・禪文化科目を設置し、その総合的思想などを含め幅広い知識を身につけるようにする。
- ・宗教・仏教・禪・歴史・文化を理解するために専門のゼミを開講して、自己を見つめ、自己を理解し、知識・技能などを総合的に活用し、アクティブラーニングを通して問題解決能力を身につけるようにする。
- ・「提唱・禪語録」「坐禅」「作務」等の科目を設置し、人格を陶冶し、実践力(気力・生活力)を習得できるようにする。
- ・「仏教福祉」等の社会貢献を通して、協調力、応用力を習得できるようにする。
- ・「禪宗經典」「禪宗法儀」等の科目を設置し、僧侶になるための基礎知識や実践的な作法を段階的に習得できるようにする。
- ・「卒業実践研究」を課し、論文研究あるいは実践研究によって、主体的に考え、行動力と創造力を培い、問題を分析し解決能力を身につけることができるようとする。

はじめに

この『学生便覧』は、学生の皆さんが、本学に滞在する時間、朝に夕に学び生活するにあたって、様々な場面で必要となる各種の学内情報を提供する目的で編集したものです。

大学の基本法である「学則」、その他必要な諸規程、授業科目の履修方法、寮生活にかかる諸規則や「生活上の心得」、「願出」や「届出」あるいは「図書館利用」に関する具体的な手続き等、学生生活を送る上で必要な各種学内生活情報をとりまとめています。

新入生のさんは、この「学生便覧」と別冊の「シラバス」を、一日も早く通読し、その全体像を把握し、皆さんの人生にとって、本学で学び得た時間が豊かで実り多いものとなるよう、日々有効に活用されることを願っています。

目 次

建学の精神	1
教育目的・教育目標	1
卒業に関わる学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針	1
はじめに	2
沿革	4
学則	6
正眼短期大学 学位規程	15
志願者受入に関する諸規程	16
〔1. 外国人留学生規程〕	16
〔2. 社会人学生規程〕	18
〔3. 帰国生徒規程〕	19
〔4. 長期履修学生規程〕	20
〔5. 学生雲水規程〕	22
〔6. 首座職認定僧侶育成課程規程〕（首座コース）	24
首座職認定僧侶育成課程科目一覧	26
〔7. 西堂職僧侶育成課程規程〕（沙門コース）	27
学生生活のみちしるべ	
〔1. 教務規程〕	29
〔2. 正眼短期大学進級・卒業・留年規程〕	33
〔3. 図書館規則〕	35
〔4. 図書館利用規則〕	36
〔5. 学生寮規則〕	38
〔6. 学生寮細則〕	39

[7. クラブ活動規程]	41
[8. 学生ホール規程]	42
[9. 食堂規程]	43
[10. ハラスメント防止委員会規程]	44
[11. 個人情報保護規則]	47
[12. 防災計画]	52
[13. 学生生活心得]	60
【1】掲示板・放送・メールボックス	60
【2】学生証〔交付・再交付・返還〕	60
【3】学籍番号	61
【4】身上異動〔変更・公欠・忌引〕	61
【5】集会・行事・団体結成	61
【6】合宿・休暇中の団体活動	62
【7】日常の服装と〈正装〉	62
【8】施設設備の使用願	62
【9】学内での喫煙・飲酒	63
【10】各種証明書	63
【11】学割証	63
【12】奨学金制度	64
1. 日本学生支援機構奨学金制度について	
2. 正眼奨学金制度について	
【13】学生教育研究災害傷害保険	67
【14】学生による印刷物配布・掲示等	67
[各種証明書・手数料一覧表]	63
[各種願出・届出一覧表]	68
[正眼短期大学構内図] (教室配置図／施設配置図)	69
正眼短期大学 校歌	72
関係機関等連絡先	73

沿革

昭和28年 9月30日	正眼寺開山無相大師六百年遠詰評議の席上、正眼専門道場師家梶浦逸外老師、正眼短期大学創設計画を発表。
昭和29年 2月	正眼短期大学の前身である正眼学林の設置申請。木造平屋建(514. 58m ²)の本館校舎工。
昭和29年 3月31日	私立各種学校正眼学林の設置認可(岐阜県指令29庶第176号)
昭和29年 8月11日	木造2階建(延189. 69m ²)の寄宿舎(放光寮)竣工。
昭和29年 9月30日	正眼短期大学設立を文部省に申請。
昭和30年 2月 1日	寄附行為認可(地管第139号)。
昭和30年 4月 1日	正眼短期大学の設置認可(校大第18号)。宗教科入学定員30名。
昭和30年 12月20日	正眼短期大学開学。初代理事長兼学長に創立者梶浦逸外老師就任。 中学校教諭2級普通免許状(宗教)授与資格認定(校大第321の79号) (平成元年4月入学者/3年3月卒業者まで有効。平成2年をもって返上。)
昭和30年 7月	岐阜市志段見の丘陵地、約4万坪(133. 595m ²)を買収。学校法人の運用財産とする。 地域文化振興行事として「第一回 正眼夏期講座」始まる。
昭和32年10月 8日	三笠宮殿下を迎えて記念植樹。
昭和39年11月	地域文化振興行事(第一回 正眼茶会)が始まる。
昭和40年 3月30日	鉄筋コンクリート造平屋建(93. 67m ²)の図書館竣工。
昭和40年 5月30日	鉄筋コンクリート造3階建(679. 15m ²)の寄宿舎(松隱寮)竣工。
昭和44年 4月 1日	本学教授柴野恭堂氏、2代学長に就任。
昭和47年 4月 1日	鉄骨造平屋建(256. 74m ²)講堂兼体育館竣工。
昭和53年 6月 1日	正眼寺師家本学教授谷耕月老師、3代学長に就任。
昭和53年 8月31日	学舎全面的に改裝。学生寮も同時に改修。校地全域整備。
昭和54年10月31日	グランド拡張工事完了(8, 826m ²)
昭和55年10月20日	山田光成氏、2代理事長に就任。(至る昭和62年3月24日)。
昭和55年11月27日	鉄筋コンクリート造2階建て(延468. 64m ²)の「逸外記念図書館」竣工。
昭和57年 7月20日	鉄筋コンクリート造3階建(延1, 324. 38m ²)の新校舎竣工。
昭和58年 7月31日	地域スポーツ振興行事(第一回 正眼相撲大会)始まる。
昭和60年10月27日	「正眼茶会」の併設行事「茶筅供養」始まる。
昭和61年 7月26日	「創立30周年記念式典」挙行、三笠宮殿下を迎えて記念講演。
昭和62年 4月13日	千宗室氏、3代理事長に就任。
昭和62年 5月	「裏千家学園茶道専門学校」との学校間交流始まる。
平成 元年 4月 1日	ニューヨーク大菩薩禪堂金剛寺師家嶋野榮道老師を客員教授として招致、東西禅文化交流の拠点としての「正眼禪國際交流会」(会長、谷耕月学長)を発足。
平成 元年 8月 3日	「正眼禪國際交流会」の定例学生参加行事として、「第1回ニューヨーク大菩薩禪堂サマー接心」を実施。
平成 元年 9月19日	木造平屋建(169. 65m ²)の留学生会館(春照庵)竣工。
平成 元年11月 6日	理事長千宗室氏、「文化功労者」として国家顕彰を受ける。
平成 2年 3月31日	木造2階建(延190. 83m ²)の寄宿舎(亀山寮・現洗心寮)竣工。
平成 2年 3月31日	本館校舎一部改装工事完成。
平成 3年 7月 1日	学校教育法一部改正施行。これによって平成4年3月卒業の短期大学卒業から「準学士」の称号付与される。
平成 3年10月 1日	木造平屋建(52. 48m ²)のテラスつき学生ホール竣工。
平成 3年10月22日	亀山寮付設浴室(19. 78m ²)完成。 中国・杭州大学(沈善洪学長)と姉妹校提携結ぶ。

平成 4年 3月 23日 サイパン・北マリアナ短期大学(A. M. マクフィートレス学長)と姉妹校提携をぶ。
平成 4年 4月 1日 改正設置基準の施行(3年7月1日)にともない、授業の質的向上をはかるため、
平成 4年度授業から、「カリキュラム」を改革、及び「シラバス」を作成。
平成 4年 6月 11日 放送大学(小尾信彌学長)と「単位互換協定」を結ぶ。後期(10月)から放送大学授業を
開講。平成5年度後期から、単位認定試験を実施。
平成 4年 8月 6日 美濃加茂市の協力を得て、グランド拡張工事完成
(平成3年10月着工／防火用地下水槽40m³埋設)。
平成 4年 8月 28日 「海外語学研修」(於:杭州大学)を実施。
平成 4年 10月 20日 理事川上哲治氏、「文化功労者」として国家顕彰を受ける。
平成 5年 4月 1日 紀野一義氏、副学長に就任。
平成 5年 5月 13日 サイパン・北マリアナ短期大学と「単位互換協定」結ぶ。
平成 5年 12月 14日 鉄骨造2階建(延1,098.85m²)の講堂(2F)及び研究室・事務管理室(1F)等を配置した
(本部棟)竣工。
平成 6年 2月 16日 理事長千宗室氏、1993年度の「放送文化賞」を受賞。
平成 6年 4月 1日 旧本館校舎を改修して「茶道教室」兼「食堂(じきどう)」を竣工。
平成 6年 4月 20日 地域文化振興企画(正眼短期大学公開講座)通年開講形式で開始。
平成 6年 7月 2日 本学新築講堂の披露行事として「第40回東海印度学仏教学会」を招致開催。
平成 6年 10月 11日 「創立40周年記念式典」を挙行、杭州大学から沈善洪学長を迎えて記念講演。
記念論文集「禅と人間」を刊行。記念式典行事として茶席披きを催行。
茶道裏千家家元より、茶室庵号「正修庵」と命名される。
平成 6年 12月 9日 正眼寺師家山川宗玄老師、4代学長に就任。
平成 9年 11月 3日 理事長千宗室氏「第36回文化勲章」を受賞。
平成 11年 4月 岐阜県国際ネットワーク大学コンソーシアム授業に加盟。同14年9月退会。
平成 11年 9月 中国・天津商科大学と「語学単位協定」結ぶ。
平成 13年 4月 1日 学科名を「宗教科」から「禅・人間学科」に変更。
平成 17年 5月 15日 サイパン・北マリアナ短期大学(A. V. デレオン学長)と留学生交換協定を結ぶ。
平成 17年 10月 1日 学校教育法一部改正施行。これによって平成18年3月卒業から「短期大学士」の学位を
授与される。
平成 18年 8月 4日 横山紘一氏、副学長に就任。
平成 19年 10月 21日 中国・鑑真学院と姉妹校提携を結ぶ。
平成 21年 3月 25日 短期大学基準協会が定める機関別評価を受け、適格と認定される。
平成 23年 5月 18日 美濃加茂高等学校と高大連携協定を結ぶ。
平成 24年 3月 京都西山短期大学と相互評価を実施。
平成 24年 3月 15日 学長山川宗玄老師、4代理事長を兼任。
平成 24年 4月 2日 竹貫元勝氏、副学長に就任。
平成 24年 7月 19日 あじさい看護福祉専門学校と教育連携協定を結ぶ。
平成 26年 9月 17日 今村敬子氏副学長に就任。
平成 27年 1月 9日 美濃加茂市と「災害時における学校施設の活用に関する協定」を結ぶ。(藤井浩人市長)
平成 27年 1月 25日 美濃加茂市の「ふるさと納税」の返礼品として、本学の禅ステイが登録される。
平成 27年 9月 24日 逸外記念図書館耐震改修竣工。
平成 28年 2月 29日 光徳禅文化棟耐震改築竣工。(正眼寺開山無相大師謚号より命名される)
平成 28年 3月 8日 岐阜医療科学大学と教育連携協定を結ぶ。
平成 28年 3月 10日 短期大学基準協会が定める機関別評価を受け、適格と認定される。
平成 28年 4月 29日 創立六十周年記念式典・逸外記念図書館耐震改修・光徳禅文化棟耐震改築竣工式挙行。
令和 5年 3月 10日 短期大学基準協会が定める機関別評価を受け、適格と認定される。

学 則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教に関する専門の学術を研究し、行学一体の禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。
- 2 本学の設置する学科における人材の養成に関する目的、その他教育研究の目的については、別に定める。

(目的達成と評価)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。
- (1) 学 科 禅・人間学科
- (2) 学生定員 入学定員 25人 収容定員 50人

(修業年限及び在籍年限)

- 第5条 本学の修業年限は、2年とする。
- 2 学生は、4年をこえて在学することはできない。

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学 年)

- 第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 秋入学者については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

- 第7条 学年を次の2学期に分ける。
- (1) 春学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の学期を、臨時に変更することができる。

(授業期間及び休業日)

- 第8条 1年間の授業を行なう期間は、定期試験の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 2 休業日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 春期休業日 3月1日から3月31日まで
 - (4) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで
 - (5) 冬期休業日 12月24日から1月7日まで
- 3 必要がある場合、学長は、前項の休業日を、臨時に変更することができる。
- 4 第2項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、それぞれの学期の初めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願するものは、本学所定の書類に、検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行なう。

(入学手続き及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

(再入学、 転入学及び既修得単位の認定)

第 14 条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の再入学又は転入学に関する出願及び選考方法については、別に定める。
- 3 前項の規定により入学を許可された者が、既に修得している授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。ただし、単位数は 30 単位を限度とする。

(退 学)

第 15 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 16 条 疾病その他のやむを得ない事情により、1 カ月以上修学することのできない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため、就学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の時期)

第 17 条 休学の期間は、1 年をこえることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して 2 年をこえることはできない。
- 3 休学の期間は、第 5 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第 18 条 休学許可期間満了の者、又は休学期間であっても、その理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍および復籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- (1) 第 5 条第 2 項に定める在学期限をこえた者
 - (2) 第 17 条第 2 項に定める休学の期間をこえてなお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者
- 2 一旦除籍になった者が復籍を願い出たときは、教授会の意見を聴き、学長が復籍を認めることができる。

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 20 条 授業科目を分けて、教養科目と専門科目とする。

- 2 教養科目の種類、単位数、年次配当及び必修・選択の区分等は、「別表 1」のとおりとする。
- 3 専門科目の種類、単位数、年次配当及び必修・選択の区分等は、「別表 2」のとおりとする。

(履修登録)

第 21 条 学生は、毎学期の開講後 2 週間以内に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

- 第 22 条 各授業科目は、1 単位あたり、標準 45 時間の学修を要する内容で構成されることを前提とし、授業方法に応じて、次の基準で計算する。
- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 実験・実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (4) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、前各項の規程にかかわらず、学修の成果を評価することによって、所定の単位を認定することができる。

(試験及び単位の授与)

- 第 23 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、各科目所定の単位を与える。
- 2 試験は、毎学期の終わりに、その学期に履修した全科目について実施する。
 - 3 試験の方法は教場における筆記試験、実技試験又はレポートとする。
 - 4 授業における出席日数が、原則として 5 分の 4 に満たない者は、試験を受けることが許されない。
 - 5 卒業実践研究の授業科目については、試験によることなく、学修の成果を評価することによって、所定の単位を授与することができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第 24 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学で履修した授業科目について修得した単位を、30 単位をこえない範囲で、教授会の意見を聴いて、学長がこれを、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。
- 2 前項の規程は、学生が本学の定める外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学で修得したものとみなして認定する単位数は、前項及び第 25 条第 2 項の単位数とあわせて 30 単位をこえないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第 25 条 教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴き、学長はこれに所定の単位を与えることができる。
- 2 前項により認定することのできる単位数は、前条第 1 項により認定する単位数と合わせて、15 単位をこえないものとする。

(学修の評価)

- 第 26 条 試験の評価は、秀、優、良、可、不可の 5 段階とし、可以上を合格とする。

- 2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100—90 点	秀
89—80	優
79—70	良
69—60	可
59— 0	不可

第6章 卒業及び学位号の取得等

(卒業の条件)

第27条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、次の各号に定めるところにより、62単位以上（平成27・28年度は別表の通り）を修得しなければならない。

- (1) 教養科目 12単位以上 (12単位以上)
(2) 専門科目 50単位以上 (60単位以上)

	平成27・28年度
教養科目	12単位以上
専門科目	60単位以上

(卒業)

第28条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が、卒業を認定する。

(学位)

第29条 前条の規定により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生に関する特例)

第30条 外国人留学生の卒業要件に関する修得単位数に関しては、第27条の規程を適用する。

第7章 入学検定料、入学金、授業料、施設費及びその他の納付金

(入学検定料及び入学金)

第31条 本学への入学志願者は、入学検定料として、25,000円を納めなければならない。

- 2 入学を許可された者は、入学金 250,000円を納めなければならない。

(授業料、施設費及びその他の納付金)

第32条 授業料、施設費及びその他の納付金は、次のとおりとする。

平成29年度以降入学者 授業料及び施設費及びその他の納付金

	1年次		2年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
授業料	330,000円	330,000円	330,000円	330,000円
施設費	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
教材実習費	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円

平成28年度秋学期入学者まで適用 (平成26年度春学期入学者より適用)

	1年次		2年次	
	春学期	秋学期	春学期	秋学期
授業料	330,000円	330,000円	330,000円	330,000円
施設費	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
教材実習費	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円

ただし、金額は、社会情勢、その他の物価変動によって変更することがある。

在学生の授業料に関しては、原則として変更しない。

- 2 授業料及び施設費は、次の区分で納入するものとする。

(1) 春学期 4月30日まで

(2) 秋学期 9月30日まで

ただし、特別の理由があるときは、月割分納入を許可することがある。

(退学又は除籍の場合の授業料)

第 33 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

(停学の場合の授業料)

第 34 条 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、徴収する。

(休学又は復学の場合の授業料等)

第 35 条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学期間の授業料は、原則として徴収しない。

2 復学した者は、当該期末までの授業料を納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 36 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する学期の授業料を納付するものとする。

(授業料等の返還)

第 37 条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、原則として返還しない。ただし、

入学者が、入学式の日の前日までに入学辞退を申し出たときは、入学金以外の学生納付金は返還する。

第 8 章 教職員組織

(教職員組織)

第 38 条 本学に、学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を総督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第 9 章 大学評議会

(大学評議会)

第 39 条 本学に大学評議会（以下「評議会」という。）を置き、学長、副学長、学科長、各部長並びに大学事務局長及び大学事務長をもって構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、他の職員を出席させて、意見を求めることができる。

2 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

3 評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの方針に関する事項

（2）学生の学修評価の方針に関する事項

（3）学位授与の方針に関する事項

（4）教育課程編成の方針に関する事項

（5）教員の教育研究業績審査の方針に関する事項

（6）前 5 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、評議会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、本学又は本学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

5 評議会は、前 2 項に規定するもののほか、学長が総括する教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 40 条 評議会の組織及び運営等に関しては、別にこれを定める。

第10章 教授会

(教授会)

第41条 本学に教授会を置き、学長、副学長、学科長および専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

ただし、学長が必要と認めたときは、他の職員を出席させて、意見を求めることができる。

2 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

(その他)

第42条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 図書館

(図書館の設置)

第43条 本学に、付属図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第12章 外国人留学生、社会人及び帰国生徒等

(外国人留学生)

第44条 外国人で短期大学等において、教育を受ける目的をもって入国し、本学の教育を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(社会人)

第45条 社会人で、本学の教育を志願する者があるときは、選考の上、社会人学生として、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2 社会人学生に関する規程は、別に定める。

(帰国生徒)

第46条 帰国生徒で本学の教育を志願する者があるときは、選考の上、帰国生徒学生として、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2 帰国生徒学生に関する規程は、別に定める。

第13章 長期にわたる教育課程の履修

(長期履修学生)

第47条 長期にわたる教育課程を履修し卒業することを希望する学生（「長期履修学生」という）として本学の教育を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 長期履修学生は、4年をこえて在学することはできない。

3 長期履修学生の授業料・施設費及びその他の納付金に関しては、個別に応じて納入するものとする。但し、その納付金は教授会の意見を聴き、学長が決定する。

4 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第48条 本学は、適宜、公開講座を設け、学生・社会人並びに一般市民の研修に資する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

第15章 賞 罰

(表 彰)

第49条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰する。

(罰 則)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び譴責とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 懲戒処分に関する手続は正眼短期大学懲戒処分規程に定める。

第16章 厚 生 施 設

(学生寮)

第51条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

(改 廃)

第52条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

1. この学則は、昭和30年4月1日から施行する。
2. この学則は、昭和54年4月1日から一部改正施行する。
3. この学則は、昭和55年4月1日から一部改正施行する。
4. この学則は、昭和56年4月1日から一部改正施行する。
5. この学則は、昭和57年4月1日から一部改正施行する。
6. この学則は、昭和58年4月1日から一部改正施行する。
7. この学則は、昭和60年4月1日から一部改正施行する。
8. この学則は、昭和62年4月1日から一部改正施行する。
9. この学則は、昭和63年4月1日から一部改正施行する。
10. この学則は、平成1年4月1日から一部改正施行する。
11. この学則は、平成2年4月1日から一部改正施行する。
12. この学則は、平成3年4月1日から一部改正施行する。
13. この学則は、平成4年4月1日から一部改正施行する。
14. この学則は、平成5年4月1日から一部改正施行する。

15. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
16. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
17. この学則は、平成 14 年 7 月 1 日から一部改正施行する。
18. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
19. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
20. この学則は、平成 16 年 8 月 1 日から一部改正施行する。
21. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
22. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
ただし、第 27 条、第 28 条については、1 月 1 日から施行する。
23. この学則は、平成 18 年 9 月 15 日から一部改正施行する。
24. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
25. この学則は、平成 19 年 6 月 1 日から一部改正施行する。
26. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
27. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
28. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
29. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
30. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
31. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
32. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
33. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
34. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
35. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
36. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

正眼短期大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び正眼短期大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、正眼短期大学（以下「本学」という）において授与する学位について、必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。
　　禅・人間学科 短期大学士（禅・人間学）

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第27条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定した学生に対し、学位記を交付することができる。
　　2 学位を授与する時期は、原則として3月又は7月とする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記するものとする。

　　短期大学士（禅・人間学 正眼短期大学）

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその学位の名誉を汚す行為があったときは、教授会の意見を聴き、当該学位を取消すことができる。

　　2 学長は、第1項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学則の準用)

第8条 その他この規程に定めるもの以外は、本学学則の定めるところによるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成18年1月1日から施行する。
2. この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
3. この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
4. この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。
5. この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

志願者受入に関する諸規程

[1. 外国人留学生規程]

(総 則)

第1条 学則第44条第2項による外国人留学生に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(入学許可)

第2条 留学生として本学に入学を希望する者については、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可する。

(入学資格)

第3条 本学学生として入学を志願できる者は、外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又は本学において、これと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

(選考方法)

第4条 入学の選考は、書類審査と面接とし、修学に必要な学力並びに日本語については、筆記、口述、その他適当な方法により行なう。

2 入学の選考において、学科試験は免除する。

3 日本語能力については、1級または2級を取得済か、入学のための来日までに取得見込みであることがのぞましい。

(出願書類)

第5条 留学生として志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

① 入学願書

② 最終学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書

③ 外国公館の発行する身分証明書又は推薦書、ただし在日受験者の場合は、外国人登録証明書

④ 志願書

2 入学検定料は、学則第31条第1項に定めるとおりとする。

(入学の時期)

第6条 留学生の入学の時期は、原則として学期のはじめとする。ただし特別の事情があるときは、学年の中途に入学を許可することができる。

(保証人)

第7条 留学生の出願の際、保証人を定め、学長に届け出なければならない。

2 保証人は日本国に居住し、身元確実な者で、留学生の身分及び在学中の経過について一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

(学位の授与)

第8条 留学生が本学所定の課程を履修し、所定の単位を修得したときは、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する規程は、別に定める。

(学 費)

第9条 入学料及び次の授業料等学納金は、指定期日までに一括納入しなければならない。

2 留学生として1年次を終えた者で、特に学業成績等優秀な者については、教授会の意見を聴き、学長が2年次の学納金を減免されることがある。

第10条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て行う。

附 則

1. この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から改正施行する。
3. この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
4. この規程は、平成 14 年度入学生から改正施行対象とする。
5. この規程は、平成 15 年度入学生から改正施行対象とする。
6. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
7. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。
8. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
9. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
10. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
11. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
12. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
13. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

[2. 社会人学生規程]

(総 則)

第1条 学則第45第2項による社会人学生に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 社会人学生として本学に志願できる者は、高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、社会経験を有する満21才以上（入学年度の4月1日現在）の者とする。

(入学の選考)

第3条 社会人学生として志願する者の入学選考は、別に定める日時により、書類審査面接の成績結果により、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可する。

2 入学の選考においては、年度に定める試験とする。

(出願期間)

第4条 社会人学生として本学を志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- ① 入学願書
- ② 履歴書
- ③ 最終学校卒業（修了）証明書及び学業成績証明書
- ④ 健康診断書（育成プログラム希望者のみ）

2 入学検定料は、学則第31条第1項に定めるとおりとする。

(学費の減免)

第5条 社会人学生として入学を許可された者の学納金は、一般学生と変わらないが、入学金についてのみ、その2分の1額を減免する。

(その他)

第6条 特別の規定がない限り、本学の学則・規程等に定めるところは、社会人学生にも準用する。

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成15年4月1日から一部改正施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。
4. この規程は、平成20年4月1日から一部改正施行する。
5. この規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。
6. この規程は、平成24年4月1日から一部改正施行する。
7. この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。
8. この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。
9. この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。
10. この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

[3. 帰国生徒規程]

(総 則)

第1条 学則第46条第2項による帰国生徒に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 帰国生徒として本学に志願できる者は、保護者とともに海外に在留し、当該国の正規の高等学校に2年以上在学し、受験の年の3月までに学校教育12年の課程を修了見込又は修了して1年以内の者で、日本国籍を有する者とする。

(入学の選考)

第3条 帰国生徒として志願する者の入学選考は、別に定める日時により、書類審査・小論文及び面接の成績結果により、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可する。

2 入学の選考において、年度に定める試験とする。

(出願書類)

第4条 帰国生徒として志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- ① 入学願書
- ② 履歴書
- ③ 最終学校卒業（修了）証明書及び学業成績証明書

2 入学検定料は、学則第31条第1項に定めるとおりとする。

(その他)

第5条 特別の規定がない限り、本学の学則・規程等に定めるところは、帰国生徒学生にも準用する。

第6条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
3. この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
4. この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
5. この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
6. この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
7. この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。
8. この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

[4. 長期履修学生規程]

(総 則)

第1条 学則第47条第4項による長期履修学生に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 長期履修学生として本学に志願できる者は、高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である。

(入学の選考)

第3条 長期履修学生として志願する者の入学選考は、別に定める日時により、書類審査面接の結果により、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可する。

2 入学の選考において、年度に定める試験とする。

(出願書類)

第4条 長期履修学生として志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。

- ① 入学願書
- ② 履歴書
- ③ 最終学校卒業（修了）証明書及び学業成績証明書

(入学検定料及び入学金)

第5条 入学検定料及び入学金は、学則第31条に定めるとおりとする。

(授業料、施設費その他の納付金)

第6条 長期履修学生として入学を許可された者は、所定の期日までに該当学期に履修する科目的授業料を納付しなければならない。

2 授業料及び施設費及びその他の納付金は、学則第47条第3項によるものとする。

諸費については、別に徴収する。

ただし、金額は、社会情勢、その他の物価変動によって変更することがある。

在学生の授業料に関しては、原則として変更しない。

(年次に取得可能な単位数)

第7条 履修期間が3年から4年の場合、年次に最大限取得可能な単位数は以下とする。ただし、前年度取得できなかった単位の取得はさまたげない。

（3年の場合）1年次30単位、2年次30単位、3年次20単位

（4年の場合）1年次20単位、2年次20単位、3年次20単位、4年次20単位

(その他)

第8条 特別の規定がない限り、本学の学則・規程等に定めるところは、長期履修学生にも準用する。

第9条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成14年7月1日から施行する。
2. この規程は、平成15年4月1日から一部改正施行する。
3. この規程は、平成16年4月1日から一部改正施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。

5. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
6. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
7. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
8. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
9. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
10. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
11. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
12. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
13. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

[5. 学生雲水規程]

(総 則)

第1条 この規程は、学則及び教務規程を基本とした正眼僧堂より通学する学生（以後学生雲水という）に関する事項について定めるものである。

2 この規程に定めない事項については、学則、教務規程その他関係規程を勘案して教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(学生雲水の資格)

第2条 学生雲水は、本学の建学の精神を十分理解し、模範となる学生（朝課・授業等の出席率原則として90%、決められた経典の暗誦等の合格、寮則を遵守し規律ある日常の生活態度も含む）でなければならない。

2 学生雲水は、本学に不名誉となるような行為をしてはならない。

(通学許可)

第3条 学生雲水として通学を希望する者については、1回生入学時の1ヶ月以内に保護者又は授業料納付者と師匠連名の誓約書及び臨済宗各派僧籍証明書を、正眼短期大学学長及び正眼僧堂師家に提出し、教授会の意見を聴き、学長が通学を許可する。

2 学生雲水は、1回生時は、正眼短期大学学生寮にて生活し、その後、半年間休学し、正眼僧堂に入門修行し、半年後、学生雲水として復学し、1年間僧堂から通学して卒業し、その後半年以上僧堂にて修行に努めなくてはならない。ただし、学生の修学等の状況により、教授会の意見を聞き、僧堂への入門時期をさらに半年間遅らせる場合もある。その場合は1年間休学し、正眼僧堂に入門修行し、1年後、学生雲水として復学し、半年間僧堂から通学して卒業し、その後半年以上僧堂にて修行に努めなくてはならない。

3 2回生時は、正眼僧堂堂内にて生活し、講義期間中月曜から金曜のなかで1日間、第1時限目から第3時限目まで短大内で学習する。この日は、原則として僧堂の行事には参加しない。また、2回生時は講義期間中の土曜、日曜、祝祭日、及び休業中は全て僧堂において参禅弁道し、休暇は原則として認められない。

(単位登録及び履修上の特別措置)

第4条 正眼短期大学入学時において、2回生より学生雲水として通学する者は、2回生にて取得すべき科目を1回生時に履修申告することを認める。

2 入学時以前に正眼僧堂に在錫中で、正眼短期大学に入学した学生についても、1回生の履修登録時に2回生にて取得する科目を履修申告することができる。

3 提唱・禪語録Ⅱ a, b (必)、坐禪Ⅱ a, b (必)、作務Ⅱ a, b (必)、仏教福祉 a, b (必)、禪と人間、禪宗法儀 a, bの科目は、正眼僧堂にて参禅弁道することにより単位を認める。ただし、単位登録を必要とする。

4 卒業実践研究 a, b (必)は、年度の定める卒業実践論文を提出しなければならない。

(法服の準備)

第5条 法服は、入学後の3ヶ月以内に準備し、雲水法服を着用し、剃髪しなければならない。

(授業料、施設費及びその他納付金)

第6条 1回生時は授業料については、正規学生の規程に準じる。2回生時には、僧堂からの通学のため寮費は不要となり、授業料については特別寄付金より優先的に充当される場合がある。

(僧堂歴)

第7条 学生雲水期間を1年の僧堂歴として加算することについては、学生雲水期間を除く1年以上正眼僧堂に在錫しなければ僧堂歴として認めないのが、正眼僧堂の方針である。

(資格の取消)

第8条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が学生雲水の資格を取り消す。

- (1) 学則等の規則に違反した者
- (2) 学生の模範となる行為をいちじるしく欠いた者
- (3) 1回生終了時の修得単位が35単位未満の者
- (4) その他本学に不名誉となる行為をした場合

(その他)

第9条 特別な規定がない事例の場合は、本学の学則・規程に定める所をもって、学生雲水に準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教務委員会で審議し、教授会の意見を聴き学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成16年4月1日から一部改正施行する。
3. この規程は、平成17年4月1日から一部改正施行する。
4. この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。
5. この規程は、平成19年4月1日から一部改正施行する。
6. この規程は、平成20年4月1日から一部改正施行する。
7. この規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。
8. この規程は、平成21年9月24日から一部改正施行する。
9. この規程は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
10. この規程は、平成23年4月1日から一部改正施行する。
11. この規程は、平成24年4月1日から一部改正施行する。
12. この規程は、平成27年4月1日から一部改正施行する。
13. この規程は、平成28年4月1日から一部改正施行する。
14. この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。
15. この規程は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

[6. 首座職認定僧侶育成課程規程]

(総 則)

- 第1条 この規程は、学則及び教務規程を基本とした正眼短期大学において妙心寺派首座職を目指して修行する学生(以後首座職認定僧侶育成課程生という)に関する事項について定めるものである。
- 2 この規程に定めない事項については、学則、教務規程その他関係規程を勘案して教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(首座職認定僧侶育成課程生の資格)

- 第2条 首座職認定僧侶育成課程生は、本学の建学の精神を十分理解し、模範となる学生でなければならない。

- 2 首座職認定僧侶育成課程生は、本学に不名誉となるような行為をしてはならない。

(課程生許可)

- 第3条 首座職認定僧侶育成課程生として修行を希望する者については、1回生入学時に首座職認定僧侶育成課程申請書並びに誓約書を、正眼短期大学学長及び正眼僧堂師家に提出し、教授会の意見を聴き、学長が修行を許可する。(得度料は別途必要)
- 2 首座職認定僧侶育成課程生は、教授会、並びに学長が認めた場合、得度式において戒名を授けられる。

(課程の認定要件)

- 第4条 首座職認定僧侶育成課程生は、別表1に定められた科目を履修し認定要件単位を取得しなければならない。別表に定められていない事項等は、学則、教務課程に準じる。
- 2 首座職認定僧侶育成課程生は、坐禅堂において行われる別表1の正眼寮履修科目の朝課に通算200回参加しなければならない。
- 3 首座職認定僧侶育成課程生は、坐禅堂において行われる別表1の正眼寮履修科目の大摂心を4回参加しなければならない。(坐禅の単位を履修した場合、その後の正眼寺大摂心の参加は、寮大摂心に振り替えることができる。)

(課程生の特例)

- 第5条 首座職認定僧侶育成課程生は、原則として寮生として修行することが望ましいが、通学生が首座職認定僧侶育成課程を希望する場合は、教授会の意見を聴き、学長が許可する。

(法服の準備)

- 第6条 法服は、得度前に準備し、1回生後期(春入学は秋学期、秋入学は春学期)より雲水法服を着用しなければならない。また、髪型は剃髪が望ましいが、有髪を希望する場合は、教授会の意見を聴き、学長が許可する。

(授業料、施設費及びその他納付金)

- 第7条 授業料については、正規学生の規程に準じる。

(本山面接)

- 第8条 首座職認定僧侶育成課程生の単位が満了し、本学の学位を授与された者は、妙心寺派宗務本所にて面接を受けなくてはならない。面接時には、法服を着用し、剃髪しなければならない。

(資格の取り消し)

- 第9条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が首座職認定僧侶育成課程生の資格を取り消す。

- (1) 学則等の規則に違反した者
- (2) 学生の模範となる行為をいちじるしく欠いた者
- (3) その他本学に不名誉となる行為をした場合

(その他)

第 10 条 特別な規程がない事例の場合は、本学の学則・規程に定める所をもって、首座職認定僧侶育成課程規程に準用する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教務委員会で審議し、教授会の意見を聴き学長が行う。

附則

1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
3. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

(別表 1)

妙心寺派僧侶育成課程履修科目一覧(参考)			首座職認定僧侶育成課程科目一覧					
項目	妙派必修科目		正眼短期大学履修科目			正眼寮履修科目		
	科目名	単位数	科目名	単位数	備考	科目名	単位数	備考
禅学に関する項目	禅学概論	4	禅宗史概論 禅学の基礎 禅と人間 禅学 a・b	2 2 2 4	半期・講義 半期・講義 半期・講義 通年・講義 必修			
	中国禅宗史	4						
	日本禅宗史	4						
	原典講読	4						
	漢学	4						
	必須単位数	20	必須単位数	10				
仏教学に関する項目	仏教学概論	4	仏教学の基礎	2	半期・講義 必修			
			仏教史概論	2				
	仏教史概説	4	仏教学 a・b	4				
	必須単位数	8	必須単位数	8				
現代社会に関する項目	傾聴	4	仏教福祉 a・b	4	必修			
	宗教法制	2						
	仏教の戒律	4	教養科目	8	8 単位以上 必修			
	仏教と人権	2						
	社会教養	4						
	必須単位数	16	必須単位数	14				
僧侶の実践に関する項目	禅体験	6	坐禅 I a・I b	2	坐禅 I b, II b に 2回の正眼寺大 摂心を含む 必修			
			坐禅 II a・II b	2		春期寮大摂心 1.2	2	4週間、20 日
			提唱・禅語録 I a・I b	4		秋期寮大摂心 1.2	2	4週間、20 日
			提唱・禅語録 II a・II b	4				
	法式	4	禅宗法儀 a・b	4	必修			
			禅の作法と心得 a・b	2				
	布教	2	布教学 a・b	4	必修			
	日課経	4	禅宗經典 a・b	4	必修	寮朝課	2	100回で1単位
	仏教文化	6	茶道 a・b	2	4 単位以上 必修			
			華道 a・b	2				
			精進料理法 a・b	2				
	僧侶心得	6	僧侶必携 a・b	4	必修 ・作務の授業に 剪定実習を含む ・漢文に漢詩作 務を含む			
			作務 I a・I b, II a・II b	4				
			筆禪道 a・b	2				
			漢文の基礎 a・b	2				
	必須単位数	28	必須単位数	42		必須単位数	6	
	合計単位数	72	正眼短大での 履修単位数計	74		寮での 履修単位数計	6	
			首座総単位			80		

[7. 西堂職僧侶育成課程規程]

(総則)

第1条 この規程は、学則及び教務規程を基本とした正眼短期大学において妙心寺派西堂職を目指して修行する学生（以後西堂職僧侶育成課程生という）に関する事項について定めるものである。

2 この規程に定めない事項については、学則、教務規程その他関係規程を勘案して教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(西堂職僧侶育成課程生の資格)

第2条 西堂職僧侶育成課程生は、本学の建学の精神を十分理解し、模範となる学生でなければならない。

2 西堂職僧侶育成課程生は、本学に不名誉となるような行為をしてはならない。

(課程生許可)

第3条 西堂職僧侶育成課程生として修行を希望する者については、1回生入学時に西堂職僧侶育成課程申請書並びに誓約書を、正眼短期大学学長及び正眼僧堂師家に提出し、教授会の意見を聴き、学長が修行を許可する。（得度料は別途必要）

2 西堂職僧侶育成課程生は、教授会、並びに学長が認めた場合、得度式において戒名を授けられる。

(課程の認定要件)

第4条 西堂職僧侶育成課程生は、正眼短期大学学生寮に2年間在寮すること。

2 西堂職僧侶育成課程生は、「学生寮在籍二年」「正眼短期大学卒業」「僧堂修行一年」の条件を満たすことにより、西堂職無試験検定申請資格が認定される。

3 正眼僧堂へ掛搭する時期やスケジュールは、学長と相談しながら、個別に決める。

掛搭する前には、師僧について得度する必要があり、その師僧は各自で見つけること。

なお、得度にかかる費用は自己負担である。

(西堂職無試験検定申請資格)

第5条 臨済宗妙心寺派の僧侶資格である西堂職まで、無試験で法階が上げられる。（通常は法階を一つ上げるごとに考査がある。）

ただし、前堂職資格を得るための試験（本山での研修、実技試験等）を受ける必要があり、前堂職を得た後は一年にひとつずつ法階を上げられる。（臨済宗妙心寺派宗制による）

(法服の準備)

第6条 法服は、得度前に準備しなければならない。また、髪型は剃髪が望ましいが、有髪を希望する場合は、教授会の意見を聴き、学長が許可する。

(授業料、施設費及びその他納付金)

第7条 授業料については、正規学生の規程に準ずる。

(資格の取消)

第8条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が西堂職僧侶育成課程生の資格を取り消す。

- (1) 学則等の規則に違反した者
- (2) 学生の模範となる行為をいちじるしく欠いた者
- (3) その他本学に不名誉となる行為をした場合

(その他)

第9条 特別な規程がない事例の場合は、本学の学則・規程に定める所をもって、西堂職僧侶育成課程規

程に準用する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教務委員会で審議し、教授会の意見を聴き学長が行う。

附則

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

学生生活のみちしるべ

〔1. 教務規程〕

(総 則)

- 第1条 この規程は、学則を基本とした教学に関する事項について定めるものである。
- 2 この規程に定めない事項について、学則その他関係諸規程を勘案して教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(履修登録)

- 第2条 単位を履修するためには、正式に登録しなければならない。従って、学生は履修しようとする科目について、定められた期間内に「履修届」を教務部に提出し、登録しなければならない。
- 2 履修登録を行わない場合、その科目については、単位を認定しない。
- 3 一度すでに合格している科目については、再び履修登録を行なうことができない。
- 4 登録後の履修科目の変更及び取消しは、原則として認められない。
- 5 同一授業時間に開設されている科目を、2科目以上にわたって受講することは認められない。

(出席及び欠席)

- 第3条 学生は、常に授業に出席しなければならない。それぞれの授業科目について、出席時数が原則として授業時数の5分の4を満たさないときは、受験資格を失い(失格)、その科目の単位は与えられない。また、特別課題を提出することによって出席日数にあてることはできない。ただし社会人、留学生、学生雲水は教授会の意見を聴き、学長の裁量とする。
- 2 忌引、就職試験及び特に本学が認めた場合に限り、公欠の扱いにすることができる。ただし、停学等学校処分による欠席については、公欠と認めない。
- 3 遅刻及び早退については、合計2回で、欠席1回として扱う。

(認定及び成績評価)

- 第4条 履修科目の認定は、出席、平素の受講態度及び定期試験の成績等によって行ない、合格と判定されたとき、所定の単位が与えられる。
- 2 それぞれの科目について、正式に履修登録がなされていないとき(第2条)、又は出席時数が第3条の規定を満たさないため失格と判定されたときは、それぞれ認定は行なわない。

- 第5条 各授業科目の成績は100点法により採点し、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不可(60点未満)をもって表し、秀、優、良、可を合格とし、不可は不合格とする。

(既修科目の認定)

- 第6条 本学入学前に他の大学において既に修得した科目のうち、本学における開設科目に相当する科目及び単位数がある場合は、「既修得科目認定願」の提出により、審査の上、その既修得科目及び単位を認定し、履修を免除することができる。
- 2 前項の規定による認定を希望する学生は、入学後指定された期日までに、各科目についてその単位数を記入した成績証明書を添えて、「既修得科目認定願」を教務部へ提出しなければならない。
- 3 この認定は、できる限り当該科目の担当教員の出席する教務委員会において審査の上、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

- 4 前項の認定において、既修得科目の単位が本学における該当科目の単位数をこえるときは、そのこえた分を切捨て、不足するときは原則として認定しない。

(定期試験)

第7条 定期試験は、講義・実習・演習の各授業科目について、それぞれ学期末に実施する。

- 2 原則として授業の修了した学期毎に実施する。

- 3 それぞれの科目について正式に履修登録を行っていない者（第2条）、出席時数が第3条の規定に満たないため失格と判定された者、又は学費の未納の者は受験を認められない。従って、受験した後、これらの事由が発見されたときも、その受験は無効とする。

- 4 学生は第13条に定める「受験心得」に従って受験しなければならない。

第8条 定期試験は、筆記試験又はこれにかわる適当な方法で行なう。

第9条 一度すでに合格している科目については、その成績の如何にかかわらず、再びその科目の試験を受験することは認められない。

(追試験及び再試験)

第10条 止むを得ない事由のため、定期試験を欠席したと本学において認められた者は、願出により追試験を受けることができる。

第11条 学生は不合格科目について、願出により再試験を受けることができる。ただし、定期試験において30点未満の者は、再試験を受験できない。

- 2 再試験を受けようとする学生は、再試験受験願に必要事項を記入し、再試験料を会計係に納入した上、再試験証明書を教務部に提出し登録しなければならない。

- 3 再試験については合格（60点、可）及び不合格（不可）の評定のみを行なう。ただし、追試験についてはこの限りではない。

第12条 追・再試験料は、別に定める。

(受験心得)

第13条 受験に際し、試験場では、次のことを心得ること。

- (1) 「学生証」を携帯しない者の試験場への入室を禁ずる。追・再試のときは、同許可証を提示のこと。
- (2) 試験場においては、定められた席に着席しなければならない。
- (3) 試験場においては、学生相互の筆記具等の貸借は、一切禁止する。
- (4) 遅刻者の試験場への入室は、開始後20分以内は認め、退室は、開始より30分経過後でないと認めない。
- (5) 試験場ではすべて監督者の指示に従い、指示に従わない者には退場を命ずることがある。
- (6) 不正行為があった場合は、その学期における受験済科目は無効とし、以後の科目については受験を停止する。
- (7) 無記名答案は、原則として無効とする。

(卒業と卒業延期)

第14条 短期大学設置基準（第18条）の規定にかかわらず、学則第27条の定める科目及び単位数を修得しないときは、卒業は認められない。

第15条 在学期間に本学所定の科目及び単位を修得しないため卒業延期になった者のうち、学則第27条、第28条の規定を満たした者に対しては、学年暦の中途においても、卒業を認めることができる。

(休学)

第16条 病気その他の事由により休学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記載し、医師の診

断書又はその事由を証する書類を添付して、「休学願」を学生部を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 休学の期間は休学を許可された年度限りとし、その後引き続き休学するときは、改めて「休学願」を提出しなければならない。

(復 学)

第 17 条 休学期間が満了したとき、又は休学期間内において休学の事由が止んだときは、直ちに保証人連署の上、その事由を記載して、「復学願」を学生部を経て学長に提出しなければならない。

- 2 復学の時期は、原則として年度のはじめとする。

(退 学)

第 18 条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を記載し、医師の診断書又はその事由を証する書類を添付して、「退学願」を学生部を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類に添えて、「学生証」を返却しなければならない。

(再入学)

第 19 条 退学した者が再入学を希望するときは、保証人連署の上、その事由を記載して、「再入学願」を学生部を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 本学において、再入学の事由が正当であると認められ、かつ定員に余裕がある場合、選考の上、再入学を許可することがある。

- 3 懲戒により退学した者の再入学は、原則として許可しない。

(除 籍)

第 20 条 学生は、下記事項のいずれかに該当するときは除籍される。

- (1) 授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促を受けた後も 2 週間を経過して、なお納入しないとき。

- (2) 在学年限が、4 年をこえるとき。

- (3) 休学者が休学期間満了後、復学又は退学等の願出をしないとき。

- 2 除籍されたとき、直ちに「学生証」を返却しなければならない。

(復 籍)

第 21 条 復籍を希望する者は、保証人連署の上、その事由を記載して、「復籍願」を学生部を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 本学においては、教授会の意見を聴き、復籍の事由が妥当と認められ、かつ定員に余裕がある場合、学長が復籍を許可することがある。

- 3 復籍を希望する者は、願い出の際に授業料、施設費およびその他の納付金の全額と所定の復籍料を納入しなければならない。

- 4 復籍できる期間は、原則として除籍された日より 5 年以内とする。

(転 学)

第 22 条 本学の学生が、他の大学に転学しようとするときは、保証人連署の上、その事由を記載して、「転学願」を学生部を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 本学において、転学の事由が妥当と認められたとき、転学を許可することがある。

- 3 本学の在籍のまま、他の大学に転学することはできない。

(留 年)

第 23 条 1 年次における修得単位数が、30 単位に満たない者は、原級に留め置くことがある。

附 則

1. この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から改正施行する。
3. この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
4. この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。
5. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。
6. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
7. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
8. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
9. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
10. この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から改正施行する。
11. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
12. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
13. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
14. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

[2. 正眼短期大学進級・卒業・留年規程]

(総 則)

第1条 在籍する学生の進級・卒業・留年については、この規程の定めるところによる。

(進 級)

第2条 当該年度の学年末（春学期入学者は秋学期、秋学期入学者は春学期）の教授会において、本則第3条に定める進級要件について審議を行い、学長に意見を述べる。

2 学長は前項の教授会の意見を尊重し、進級の可否を決定する。

(進級要件)

第3条 進級要件は次のとおりとする。

(1) 1回生時における修得単位数が、30 単位以上であること。

ただし、長期履修学生の場合は、入学後、3 年履修は1 年半、4 年履修は2 年、5 年履修は2 年半それぞれ経過した時点で進級できる。

(2) 1回生時に単位を修得すべき必修科目の9割以上に合格していること。

(3) 学生雲水の場合は、(2)に加え1回生時の修得単位の合計が35 単位以上であること。

(卒 業)

第4条 教授会は、当該年度の学年末（春学期入学者は秋学期、秋学期入学者は春学期）の卒業判定会議において、本則第5条に定める卒業要件について審議を行い、学長に意見を述べる。

2 学長は前項の教授会の意見を尊重し、卒業の可否を決定する。

(卒業要件)

第5条 卒業要件は次のとおりとする。

(1) 教養科目 12 単位以上、専門科目 50 単位以上の合計 62 単位以上を修得していること

平成 25 年度～平成 28 年度は、別表の通り

(2) 2 学年配当のすべての必修科目に合格していること

(3) 卒業実践研究の審査および口頭試問に合格していること

	平成 27・28 年度	平成 29 年度～
教養科目	12 単位	12 単位
専門科目	60 単位	50 単位
合 計	72 単位	62 単位

(留 年)

第6条 学長が、次の各号のいずれかに該当する者を留年とする。

(1) 学則第16条により休学となった者

(2) 教務規程第13条(6)により不正行為の取り扱いを受けた者

(3) 本則第2条第2項により進級できない者

(4) 本則第4条第2項により卒業できない者

(5) 生活および学習態度が極めて不良であると教授会の意見を聴き、学長が判定した者

(6) その他、学長が留年とした者

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教務委員会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

2. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

3. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
4. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
5. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
6. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

[3. 図書館規則]

第1条 学則第43条第2項による図書館に関する事項は、この規則の定めるところによる。

2 図書館は、「逸外記念図書館」（以下「図書館」という）と命名する。

第2条 図書館は、本学学生及び教職員の教育、研究に資するため、必要かつ十分な図書資料の収集、整理、運用、保存を図ること目的とする。

2 前項の図書館資料とは図書、雑誌、新聞、視聴覚資料、その他必要な資料とする。

第3条 図書館には、館長、司書、その他必要な職員を置き、図書館の管理、運営にあたる。

第4条 図書館に、図書委員会をおく。

2 前項の委員会に関する規程は、別に定める。

第5条 図書館に関する運用・利用規則、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成7年4月1日から一部改正施行する。
3. この規則は、平成20年4月1日から一部改正施行する。
4. この規則は、平成21年4月1日から一部改正施行する。
5. この規則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。

[4. 図書館利用規則]

(趣旨)

第1条 正眼短期大学逸外記念図書館（以下「図書館」という）の図書館資料（以下「図書」という）の利用等に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生、教職員
- (2) 図書館長（以下「館長」という）が許可した者

(開館時間)

第3条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

平日：午前9時より午後5時まで

2 館長が必要と認めたとき、前項の規定を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び創立記念日（2月1日）、その他館長が必要と認めたとき。

(館内閲覧)

第5条 第2条に定める図書館利用者（以下「利用者」という）は、図書館に入館し、図書を閲覧することができる。

2 開架図書は、その閲覧室内において利用者が自由に選択し、利用することができる。

3 利用者が「閉架図書」を閲覧しようとするときは、「出納図書請求票」を係員に提出するものとする。

(閲覧上の遵守事項)

第6条 利用者は係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静肅を保ち、音読、雑談等しないこと。
- (2) 館内では、飲食、喫煙しないこと。
- (3) 図書はていねいに取り扱い、汚損しないよう注意すること。
- (4) 開架図書は、閲覧し終えたら元の位置に戻すこと。
- (5) 閲覧室では、閲覧に必要なもの以外は所定の場所に置くこと。

(館外貸出)

第7条 利用者は所定の手続きを経て、一部の図書を除き貸出をうける（以下「帶出」という）ことができる。

2 帯出できない図書は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、利用者はこれを帶出することができる。

- (1) 参考図書
- (2) 新聞、雑誌
- (3) 「禁帶出」のラベルの貼つてある図書
- (4) 新着図書
- (5) 貴重図書
- (6) 視聴覚資料

第8条 第9条に規定する帶出することのできる図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

区分	冊 数	期 間
本学教職員	5 冊	2週間以内
本学学生	5 冊	〃
特別聴講生及び科目等履修生	2 冊	〃
その他館長が許可した者	2 冊	〃

第9条 貸出中の図書に生じた事故の責任は、帶出者が負うものとする。

第10条 帯出者は帶出期間満了のときは、直ちに帶出図書を返却するものとする。ただし、次の各号に該当する場合、帶出期間中であっても直ちに返却しなければならない。

- (1) 本学教職員が転任、休職及び退職したとき。
- (2) 本学学生が、休学、転学、退学もしくは卒業したとき、または休学、停学もしくは退学を命ぜられたとき、または除籍されたとき。
- (3) 大学又は図書館の都合により、帶出図書の返却を求められたとき。

(罰則)

第11条 図書を帶出して、期限内に返却しない者には、延滞した日数だけ図書の帶出を停止する。

第12条 図書を汚損又は亡失した者は、これを現物又は現金をもって弁償しなければならない。ただし、館長はその事由により弁償を軽減又は免除することができる。

第13条 館長は、この規則に違反した者に対して、図書の閲覧および帶出を停止することができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めていない事項で、図書館運営に必要な事項について、従来の手続きによる等、適当な処置を講ずるものとする。

附 則

1. この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
3. この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
4. この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
5. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
6. この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

[5. 学生寮規則]

- 第1条 学則第51条第2項による学生寮に関する事項は、この規則の定めるところによる。
- 第2条 学生寮は、本学構内（美濃加茂市伊深町876-10）に置く。この学生寮は、禅による全人格的教育を行う場として設置する。
- 2 「松隠寮」は男子寮とし、「梅熟寮」は女子寮とする。
- 3 本学は、全寮制のため、原則として寮生は全員、前項のいずれかの学生寮に入寮するが、本人の都合および健康上の理由等で、他に居住して通学の場合は許可する。
- 第3条 学生寮には、寮監、舎監、副舎監及び女子寮監、寮母（寮主任）を置き、必要に応じてその他の職員を置くことができる。
- 2 寮監は、寮全般にわたる管理指導に当たる。
- 3 女子寮監は、寮監と連絡を取り合い、女子寮にかかる管理指導に当たる。
- 4 舎監及び副舎監は、寮監を補佐し、寮生と起居を共にして、直接寮生の生活指導に当たる。
- 5 寮母（寮主任）は、寮監の指導方針のもとに寮生の相談者となり、寮生と起居を共にして、情操豊かな人間形成に努める。
- 第4条 学生寮の管理運営に関する必要な事項は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
- 第5条 寮生は、学生寮並びに学校の施設・備品を損傷もしくは紛失せしめたときは、理由の如何を問わず、弁償の義務を負う。
- 第6条 寮生は、寮生活において本学の規則に違反し又寮生の本分に反する行為をなした場合、学則50条により、懲戒を受ける。
- 第7条 寮生は、別に定める「学生寮細則」および、「生活時間表」を遵守しなければならない。この「学生寮細則」と「生活時間表」を遵守出来ない者は教授会の意見を聴き、退寮の処分を受けることがある。
- 第8条 この規則の変更は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

1. この規則は、平成2年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成3年4月1日から改正施行する。
3. この規則は、平成15年4月1日から改正施行する。
4. この規則は、平成18年4月1日から改正施行する。
5. この規則は、平成20年4月1日から改正施行する。
6. この規則は、平成21年4月1日から改正施行する。
7. この規則は、平成22年4月1日から改正施行する。
8. この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
9. この規則は、平成29年4月1日から改正施行する。
10. この規則は、令和5年4月1日から改正施行する。

[6. 学生寮細則]

- 第1条 寮生は、学生寮規則を常に念頭に置き、学生寮の修行が妙心寺派首座職認定僧侶育成課程並びに安居会修行二回（妙心寺派宗制別表第一号教師無試験検定表備考第八項）に相当することを認知して、共同生活の中で各々修行の心を持ちお互いに助け合い禪的実践と勉学に努め、他の寮生の立場や環境を保つよう努めなくてはならない。
- 第2条 必要があつて外出・外泊を希望するものは、所定の用紙に必要事項を記入のうえ寮職員の許可を受けなければならない。午後9時30分を門限とする。
- 第3条 寮生の土曜日、日曜日のアルバイトは学生部に申し出て許可を受けなくてはならない。アルバイト先への交通手段は各自の責任において行うものとする。
- 第4条 男子寮生が女子寮の居室へ、女子寮生が男子寮の居室へ出入りすることを禁止する。この禁を破った者は、教授会の審議を経て懲戒を受けなくてはならない。
- 第5条 自動車及び二輪車の使用については、必ず車両使用願い及び車両使用誓約書を学生部に提出しなければならない。車両は佛心棟横駐車場に駐車しなければならない。なおセミナー等の行事の際は、行事参加者の為に寮の空き地に車両を移動すること。
- 第6条 夏期、冬期、春期の長期休暇の際には、シラバスの学年暦に記載された寮生退寮日を厳守し、理由の如何を問わず寮内に留まることは出来ない。ただし、留学生については、事情により教授会の審議を経て学長が認めることがある。
- 第7条 夏期、冬期、春期の長期休暇終了の際には、シラバスの学年暦に記載された寮生帰寮日を厳守しなければならない。帰寮が遅れる場合や早まる場合は必ず寮職員に連絡しなければならない。
- 第8条 朝課、晩課（クラブ）、寮生ミーティングは寮生の義務であり、寮生は必ず朝課、晩課（クラブ）、寮生ミーティングに出席しなければならない。朝課、晩課（クラブ）、寮生ミーティングを理由の如何を問わず15回以上欠席した場合、教授会の審議を経て退寮処分を受けることがある。なお、朝課は起床から清掃までを朝課とする。途中退出は欠席とみなす。
- 第9条 寮生は「大摂心」に参加しなければならない。「大摂心」の時間割はその都度舍監・事務部にて掲示する。理由もなく大摂心に参加しない場合は、教授会の審議を経て退寮処分を受けることがある。
- 第10条 食事は月曜日から金曜日まで必ず三食とも食堂（じきどう）において作法に則り摂らなくてはならない。時宜に応じて正飯、随飯を執り行う。また、土曜日、日曜日の食事は自炊等、自分の責任において摂るものとする（寮費には、土曜日、日曜日の食事費は含まれない為）。学生談話室等で炊事した者は必ず後片づけをし、清潔に保たなくてはならない。なお土曜日、日曜日の典座の使用を禁止する。また、居室における炊事も禁止する。
- 第11条 寮生は、学内の居室以外の場所で、下着等で徘徊してはならない。また、服装髪型に注意しなければならない。
- 第12条 寮生は、消灯時間を厳守しなければならない。勉学の都合等でやむを得ない場合、必ず室内灯を消し、学習灯のみで行わなくてならない。
- 第13条 寮生は原則として居室において2人以上で生活しなければならない。病気等でやむを得なく一人部屋を希望する場合、教授会の審議を経て認めることがある。
- 第14条 寮生は居室に石油暖房器具、カセットコンロ及び、電気調理器（電気コンロ、オーブントースター）等を持ち込むことを禁止する。この禁を破った者は、教授会の審議を経て退寮処分を受けることがある。

- 第 15 条 督生は、必ず学生自治会に入会し、自治会費（年会費一万円）を納入しなければならない。また、寮内の諸役（寮頭、典座、殿司、週番、浴頭、飯台看）を分担し責任もって遂行しなければならない。なお、役に当たっている者が病気等でやむ得なく役を遂行できない場合、必ず代役を他の寮生に依頼しなければならない。
- 第 16 条 督生は居室や寮内を清潔に保ち、整理整頓に心がけなくてはならない。自室の玄関は、整理整頓し照顧脚下に努めなければならない。隨時行われる寮職員・学生による部屋回りは受けなくてはならない。日課における寮内外の清掃に参加し、各自の分担場所は責任もって行わなくてはならない。分担場所にあるごみ箱が一杯の場合、陶芸教室前、典座寮横、佛心棟裏に持っていくこと。
- 第 17 条 督生は、寮内用と教室棟用の 2 種類の音の出にくい上履きを着用しなくてはならない。木製等の音の出る上履きを禁止する。また、光徳禪文化棟、佛心棟、梅熟教室棟連絡通路用外履きを用意しなくてはならない。
- 第 18 条 督生は居室の窓から物等を投げ捨ててはならない。
- 第 19 条 学生ホール等でのテレビ視聴や音楽鑑賞は消灯前に終えなくてはならない。また、居室での音楽鑑賞も消灯前に終え、鑑賞中は、音が他人に迷惑がかからぬよう注意しなければならない。
- 第 20 条 消灯時間後の他室への訪問を禁止する。
- 第 21 条 洗濯は消灯時間までに終了しなくてはならない。また、洗濯機の中に洗濯物を放置してはならない。
- 第 22 条 督生の敷地内における喫煙は禁止する。
- 第 23 条 風呂の使用は、午後 6 時 30 分から消灯までとする。消灯を過ぎての入浴を禁止する。夜警時、週番は必ず浴室の施錠をしなくてはならない。
- 第 24 条 督生は他の学生に暴力をふるってはならない。暴力をふるった場合、理由の如何を問わず教授会の審議を経て退寮処分を受けることがある。
- 第 25 条 病気など緊急の場合は、寮職員に申し出て病院に送迎してもらうこと。慢性疾患、歯科治療、腰痛などの通院は出来る限り各自の責任において行うものとする。
- 第 26 条 寮内での麻雀、賭け事等は一切これを禁止する。

附 則

1. この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
3. この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
4. この細則は、平成 27 年 5 月 9 日から一部改正施行する。
5. この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
6. この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
7. この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
8. この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
9. この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

[7. 正眼短期大学クラブ活動規程]

- 第1条 クラブ活動名簿・活動計画書を学生部に提出し許可を得なければならない。
- 第2条 毎月、施設許可願を学生部に提出しなければならない。
- 第3条 クラブ活動は、授業を妨げない範囲で行なわなければならない。
- 第4条 1 クラブ活動は、週2回までとし、夜間については21時までの2時間以内とする。
2 特別に限って行なうときは、事前に学生部の許可を受けなければならない。
- 第5条 クラブ活動参加者は、寮生・通学生・長期履修学生とする。それ以外の者は学生部に許可を得て行なわなければならない。
- 第6条 クラブ活動で講堂を使用するときは、学生部に許可を得て行なわなければならない。
- 第7条 この規程に反する者は、処罰される事がある。

附 則

1. この規程は、平成16年9月1日から施行する。
2. この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
3. この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

[8. 正眼短期大学学生ホール規程]

- 第1条 1 学生ホールを使用する者は、寮生・通学生・長期履修学生及び卒業生・教職員とし、それ以外の者は学校側に許可を得なければならない。
- 2 通学生・卒業生が学生ホールを使用する場合は、8時から17時までとし日曜・祝祭日及び授業のない日は使用できない。
- 第2条 学生ホールでは原則として禁酒とし、特別の行事で飲酒をする場合は、飲酒許可願を学生部に提出して許可を受けなくてはならない。
- 第3条 学生ホールは、常時清潔を保つように気をつけなければならない。飲食をした場合、後片付けは個人の責任においてしなくてはならない。
- 第4条 学生ホールの中では禁煙とする。
- 第5条 学生ホール使用後は必ず電気・エアコンを消す。
- 第6条 学生ホールでは、不快な行為や迷惑行為をしてはならない。
- 第7条 学生ホールの監督は、舎監、副舎監がする。
- 第8条 学生ホールの備品は許可なくホールの外には持ち出さない。
- 第9条 この規程に反する者は、処罰される事がある。

附 則

1. この規程は、平成16年9月1日から施行する。
2. この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
3. この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。
4. この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
5. この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
6. この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

[9. 正眼短期大学食堂規程] じきどう

- 第1条 食堂は、本学の建学の精神に基づく修行の場である。よって食堂で食事を摂る者はすべて食堂の下記の規則を必ず守ったうえで食事しなければならない。
- I. 食堂の出入においては合掌、低頭（手を合わせ、おじぎ）する。
 - II. 正座にて行き、食器を手に持って食事を行なう。
 - III. 食前、食後には、般若心経、食事の經典を読まなくてはならない。
 - IV. 食事中は私語をしない。
 - V. 食べ残しをしない。
 - VI. 持鉢（食器）等は丁寧に扱い、物音はなるべくさせない。
 - VII. 食後、ご飯茶碗等はお茶にきれいにする。
 - VIII. 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにする。
- 2 寄生は、上記の規則に合わせ、食事作法に則って食事をしなければならない。
- 第2条 寄生以外の者が、食堂での食事を希望する時は、必ず食事を希望する前月の 25 日までに事務所に申込書と食事代と共に申し込まなくてはならない。
- 2 食券は、粥座（朝食）・250 円、齋座（昼食）・550 円、薬石（夕食）・600 円とする。
- 第3条 食堂では原則として禁酒とし、特別に飲酒をする場合は、飲酒許可願を学生部に提出して許可を受けなくてはならない。
- 第4条 典座寮（調理室）は典座当番のみが入室し、食堂及び典座寮（調理室）は常時清潔を保つように気をつけなければならない。使用後は必ず電気・エアコンを消し、ガスの元栓を閉めなくてはならない。
- 第5条 食堂および典座（調理室）の監督は、舍監、寮母、寮監がする。
- 第6条 典座寮（調理室）の食器・備品及び、食品は許可なく外には持ち出さない。
- 第7条 この規程に反する者は処罰される事がある。

附 則

1. この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
3. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。
4. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
5. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

[10. ハラスメント防止委員会規程]

(目的)

第1条 この規程は、本学に就学就労するすべての学生・生徒および教職員が能力と個性を自由に発揮できることを目的とし、本学における、性別、社会的身分、人種または国籍等に基づく不当な差別的取扱いその他のハラスメントの発生を防止するための教育および啓発活動の展開ならびにハラスメントに関する相談または苦情の適切な処理についての必要な事項を定める。

(大学の責務)

第2条 大学は、ハラスメント防止について責任を負い、必要な措置を講じなければならない。

(委員会の設置)

第3条 本学は、ハラスメントに関する情報の収集、教育研修、調査報告活動およびハラスメントに関する相談または苦情の処理ならびに学内外機関との連携および協力等を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、次の事項を調査または審議し、必要な措置を講じるものとする。

- (1) ハラスメントおよびハラスメント防止に関する情報の収集、教育研修、広報および調査活動に関する事項
- (2) ハラスメントに関する相談または苦情の処理に関する事項
- (3) 学内外機関との連携および協力等のための連絡調整に関する事項
- (4) その他ハラスメント防止に必要な事項

2 委員会の議事は、原則として非公開とする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 専務理事
- (2) 総務部長、教務部長、学生部長、事務部長
- (3) 本大学専任教職員のうちから学長が指名する者 若干名

2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(副委員長)

第8条 委員会に副委員長2人を置く。

- 2 副委員長は、第5条第1項に規定する者のうちから、委員会の同意を得て委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

4 副委員長の任期は、委員長の任期に従う。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数による。ただし、第12条第2項の議決にあたっては、出席委員の3分の2以上の同意を要する。

(苦情処理の申立て等)

第10条 学生および教職員等は、ハラスメントを受けた場合は、委員会に相談することができる。

2 学生および教職員等は、委員会に対し、ハラスメントに係る苦情処理の申立てをして救済措置を求めることができる。

3 委員長は、苦情処理の申立てが第1条に規定する目的に照らし相当でないと認めるときは、当該苦情処理の申立てを不受理とすることができます。

(苦情処理)

第11条 委員長は、副委員長と協議の上、受理した苦情処理の申立ての処理方法および処理結果について委員会に付議する。

2 委員会への付議は、原則として案件（前項の受理した苦情処理の申立てをいう。以下同じ）の受付から2か月以内になされなければならない。ただし、案件の内容により委員会の委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、2か月を超える期間を設定できるものとする。

(審議結果の通知等)

第12条 委員会は、案件の審議が完了したときは、その結果を案件に係る当事者に通知する。

2 委員会は、審議において当該案件に係る学生および教職員等のハラスメントが重大であり、懲戒処分を行うことが適当であると認めるときは、教授会に対し、懲戒処分の実施を勧告することができる。

3 教授会は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

4 教授会は、第2項の勧告に係る措置について、委員会に対し、すみやかに報告しなければならない。

(苦情処理小委員会)

第13条 委員長は、必要に応じて、案件ごとに苦情処理小委員会を置くことができる。

2 苦情処理小委員会は、当該案件に係る当事者等の同意を得たうえでカウンセリング、調停または他の調整を行い、案件の迅速かつ適切な解決のための必要な措置を行う。

3 苦情処理小委員会においての調整活動内容は、非公開とする。

(苦情処理小委員会の構成等)

第14条 苦情処理小委員会は、委員会の委員長および委員会の委員長が次条に規定する調整委員または相談員のうちから指名する者2人の計3人をもって構成する。この場合において、調整委員または相談員のうちから指名する者は、原則として男女各1人とするものとする。

2 苦情処理小委員会は、委員会の委員長を委員長とし、運営方法については、案件の内容により、その都度苦情処理小委員会の委員長が定める。

(調整委員および相談員)

第15条 委員会に、調整委員および相談員を置く。

2 調整委員については、ハラスメント防止に関する知識と経験を有すると認められる専任教職員の

うちから、相談員については、カウンセラー、医師または弁護士等の専門家のうちから、委員会の推薦に基づき本学が委嘱する。

3 調整委員および相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(当事者等の義務)

第 16 条 委員会の委員、調整委員および相談員ならびに事務担当者は、学校法人正眼短期大学学生個人情報保護規則に基づき、関係者の名誉やプライバシーの保護のため、委員会または苦情処理小委員会において職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩し、または私事に利用してはならない。

2 案件に係る当事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 案件に係る事実および相談内容等を正当な理由なく他に漏洩すること。
- 二 虚偽の申告または証言をすること。

3 前 2 項の規程に対する違反があったと委員会が認めるときは、委員会は適切な措置をとるとともに、事実関係について本学に報告する。

(部門委員会)

第 17 条 委員会の下に、次の部門委員会を置く。

- 一 教育研修部門委員会
- 二 調査広報部門委員会

2 教育研修部門委員会は、ハラスメント防止のための教育および研修を通して、学生および教職員等の意識改革のための活動を行う

3 調査広報部門委員会は、ハラスメント防止に関する調査、啓発および広報活動を行う。

(部門委員会の構成)

第 18 条 部門委員会は、それぞれ次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 委員会の委員長または委員会の委員長が指名する委員会の副委員長 1 人
- 二 本学専任教職員のうちから委員会の委員長が指名する者 若干名

2 前項第 2 号の委員は、本学が委嘱する。

(部門委員会委員の任期)

第 19 条 前条第 1 項第 2 号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(部門委員会の運営)

第 20 条 各部門委員会に委員長 1 人を置き、第 18 条第 1 項第 1 号に規定する者をもってあてる。

2 部門委員会の委員長は、部門委員会を招集し、その議事を整理する。

3 委員会が必要と認めるときは、第 17 条第 1 項各号の部門委員会の合同会を開催することができるものとし、合同会の招集および議事の整理は、委員会の委員長が行う。

(事務局)

第 21 条 委員会の事務局は、事務部に置き、必要に応じて、総務部、教務部、学生部等が運営に参加する。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂施行する。

[11. 個人情報保護規則]

第1章 総 則

(目的)

第1条 正眼短期大学（以下「本学」という。）は個人情報（個人情報データベースを含む。以下「個人情報」という。）の保護が、人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であることを深く認識し、本学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「学生」とは次の各号によるものとし、「教職員」とは専任の教職員ならびに本学の業務に直接かかわりがあり、またはかかわりがあった者をいう。

- (1) 「本学において教育を受けている者」で在学生、科目等履修生や聴講生など。
- (2) 「本学において教育を受けようとする者」で受験生、入学前の合格者、入学ガイダンスへの参加者など。

- (3) 「過去において、本学において教育を受けた者」で卒業生、中退、転校生など。
- (4) 「過去において、本学において教育を受けようとした者」で不合格者や入学辞退者など。

2 この規則において、「個人情報」とは次の各号によるものとする。

- (1) 学生について特定の個人が識別されるもの（氏名、住所、生年月日、電話番号）。

- (2) 識別され得るもの（映像、デジタル記録等）。

- (3) 個人を特定できないものであっても学内で対応付けられた個人情報がある場合のもの（学籍番号、IPアドレス等）。

- (4) 教職員が業務上取得または作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む。）。

3 この規則において「個人情報データベース」とは、個人情報が含まれる情報の集まりで、検索できる状態のものであって、ユーザーIDとユーザーが記録されているログ情報ファイル、紙ベースの住所録や名刺など整理されて検索できる利用可能な状態のデータベースをいう。

(責務)

第3条 学長はこの規則の目的を達成するため個人情報の保護に関し次の各号に対する必要な措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的の特定・公表
- (2) 適正管理、利用、第三者への提供
- (3) 本人の権利と関与
- (4) 本人の権利への対応
- (5) 苦情の処理

2 教職員または教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、本規則によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集および利用目的の特定・公表等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員が業務上学生の個人情報を収集するときは、利用目的を明確に特定・公表し、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想および信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

- 2 あらかじめ個人情報を「第三者に提供」することを想定している場合には、利用目的で、その旨特定しなければならない。
- 3 インターネットのCGI等での個人情報の入力には、入力ホームページ内には必ず利用目的をユーザーの目に付く位置に記載しなければならない。
- 4 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときを除き、直接本人から収集しなければならない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
 - (3) 教員の教育指導上特段の必要性があるとき。
 - (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。
 - (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。
 - (6) 学長が正当な理由があると認めたとき。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正で安全な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、滅失、毀損、破壊その他の事故の防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の保持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- 2 学長は前項の事務をはじめ、本規定に基づく業務を適切に執行するため、業務ごとに個人情報保護管理責任者を選任するとともに、次の組織的・人的・物理的・技術的その他の広範囲な安全対策措置を講ずる。

組織的安全管理措置

- ・個人情報保護管理者の設置、組織体制の整備
- ・学内諸規則の整備と運用
- ・個人情報取扱い台帳の整備
- ・安全管理措置の評価、見直し、改善
- ・事故または違反への対処

人的安全管理措置

- ・雇用時や契約時において非開示契約を締結
- ・教職員に対する教育・訓練の実施

物理的安全管理措置

- ・入退室管理

- ・盜難対策

- ・機器、装置等の物理的な保護

技術的安全管理措置

- ・個人情報のアクセス認証・制御・記録・権限管理

- ・不正ソフトウェア対策

- ・移送、通信時の対策

- ・動作確認時の対策

- ・情報システムの監視

その他重要事項

- ・個人情報を閲覧できる教職員の限定

- ・個人情報の持ち出し制限

- ・外部からの個人情報への不正アクセス防止策の導入

- ・教職員に対する個人情報保護研修の実施

- ・個人情報漏洩時は当該本人に速やかに通知

- ・事件内容の公表（類似事件の発生回避）

- 個人情報保護管理責任者は、業務に関係する教職員に対する情報セキュリティ対策として、個人情報に対するアクセス制限、アクセス管理及び監視を行う。
- 個人情報保護管理責任者は、業務マニュアルを定め、持ち出し制限や移動時の取り決め、暗号化等のプロセスを決め、全て申請・承認によって処理することを決めて、守らせる。
- 個人情報保護管理責任者は、業務に関係する教職員に個人情報を取り扱わせるに当っては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 個人情報保護管理責任者は、業務に関係する個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 個人情報保護管理責任者は、第6条に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

（個人情報の利用制限）

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。た

だし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

（1）本人の同意があるとき。

（2）個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。

（3）教員および保護者の教育上、特段の必要性があるとき。

（4）法の定めがあるとき。

（5）学長または個人情報保護管理責任者が必要と認めたとき。

- 前号一から四の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、業務責任者はすみやかに個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

（個人情報に関する業務の学外委託）

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は個人情報保護管理責任者の指導のもと委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第8条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集の対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録の形態

2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(個人情報の開示)

第9条 学生は本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者は遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適當であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。
- 3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する請求は、学長に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。
- (1) 所属および氏名
 - (2) 個人情報の名称および記録項目
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

(個人情報の訂正または削除)

第10条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続に準じて、学長に対し、その訂正または削除を請求することができる。

- 2 学長は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第11条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通

知しなければならない。

- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。
 - (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 規定管理

(所管)

第12条 規則の所管は法人本部事務局とする。

(規定の改廃)

第13条 規則の改廃は理事会の議を経て理事長が行う。

付則

1. この規則は平成17年5月20日から施行する。

[12. 防災計画]

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、正眼短期大学（以下、「本学」という。）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

(防災計画の適用範囲)

第2条 この計画は、本学に勤務する教職員、在学する寮生及び通学生、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者、事務局及び届出)

第3条 防火管理者は、原則として「事務部長」とし、事務局を庶務担当係に置き、すべての業務を執り行うものとする。

2 管理の権限を有する管理権限者（以下、「学長」という。）が、前項の防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときは、その旨を所轄の消防機関（「可茂消防事務組合中消防署」をいう。以下、「消防署」という。）の長に届け出なければならない。

（注／別記様式第1号の2の2「防火管理者選任（解任）届出書」による。）

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練、いわゆる「消防訓練」の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等（消火器等）の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は、取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員（学内に滞留している人数）の把握と管理
- (7) その他、防火管理上必要な業務

(消防署への報告、連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について、消防署への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正、一部変更の都度）
- (2) 建築物及び諸設備（少量危険物、ボイラー、プロパンガス設備、消防用設備等）の設置又は変更についての事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等（消火器等）の点検結果の報告
- (4) 火災予防上、必要な検査の指導の要請
- (5) 教育訓練指導の要請

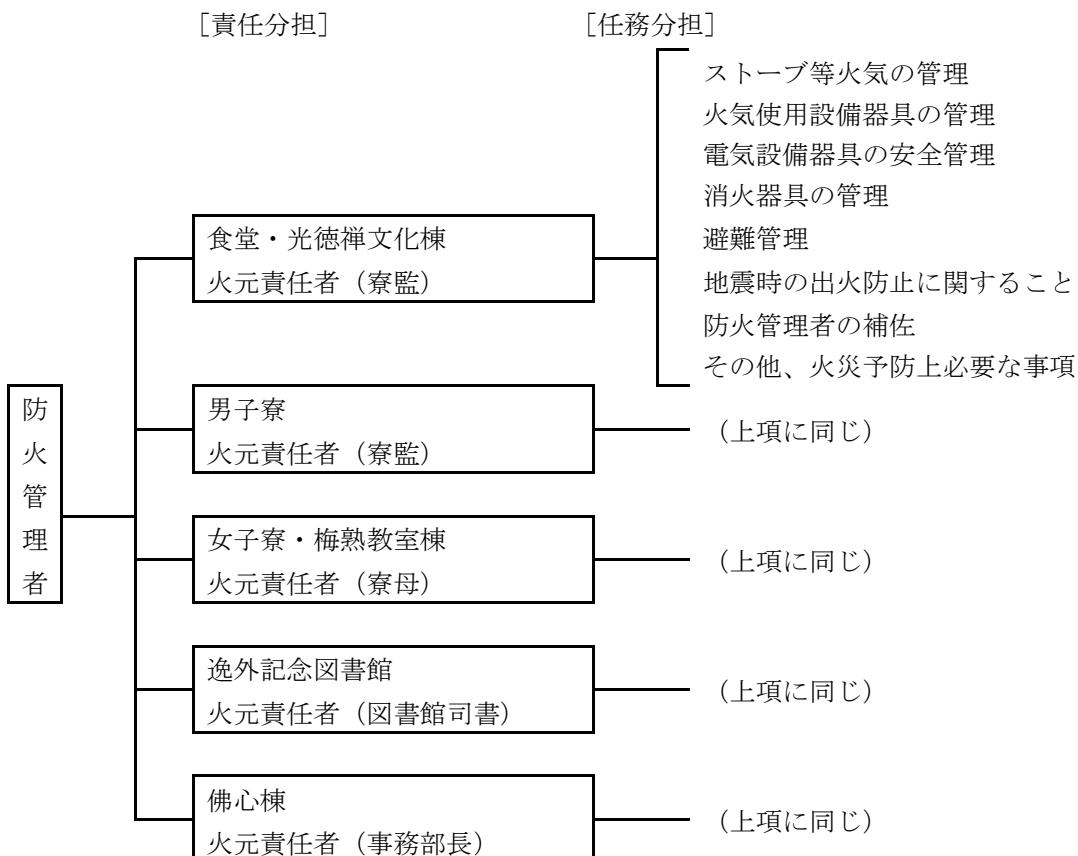
第2章 予防管理対策

(予防管理組織等)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止（火気使用器具の使用停止及び安全措置等）を図るため、

防火管理者のもとに、建物区分ごとの「火元責任者」を次のように定め、任務分担を指定する。

- 2 火元責任者は、適宜、学長が人選し、これを任命する。「任期」は特に定めない。



(火元責任者の日常心得)

第7条 火元責任者が分担する任務は、前項に記したとおりであるが、日常、次の諸点に留意し、万一の防止につとめるものとする。

- (1) 担当区域内、すなわち建物の内外を、毎日、必ず出勤時及び退出時の定時に巡回し、建物・火気使用設備器具及び電気設備の外観の点検を行い、異常の発見又は防止につとめること。
- (2) 退出時の「戸締まり」に責任を持ち、外部者の出入りを防ぐこと。
- (3) 異常を発見又は覚知し、緊急を要すると判断したときは、その者がただちに消防署(119)に通報し、又は臨機の措置をとり、次いで防火管理者に連絡をとるものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第8条 火災予防のため、すべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- (3) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓をしておくこと。
- (4) 冬期に、教室、図書館、寮室等において、ストーブを使用する場合は、別に定める「ストーブ使用規則」を遵守すること。
- (5) 廊下、階段、通路、出入り口等、その他避難のために使用する施設(スベリ台、救助袋等)には、避難の妨害となる設備を設けたり、又は物品を置いたりしないこと。

- (6) 避難口等に設ける「戸」は、容易に解錠し、解放できるようにしておくこと。
- (7) 本学で工事を行う者は、火氣管理等について、防火管理者の指示を受けて行うこと。
- (8) 火災警報発令時の火氣の使用禁止又は制限。
- (9) 薪焼成窯を使用する場合は、前もって担当区域の火元責任者に連絡し、消火器等を準備してから行うこと。
- (10) その他、火災予防及び人命安全上必要な事項。

(防火管理者への届出事項)

第9条 次の事項を行おうとするものは、防火管理者へ連絡し、承認を受けなければならない。

- (1) 教室等の一部を模様替え、又は目的変更して使用するとき。
- (2) 教室その他の居室等において、火氣使用設備器具の増設や移動を行うとき。
- (3) カーテン、ブラインド及び暗幕の設置又は交換をするとき。
- (4) 個人が任意の目的で使用する「電気ストーブ」及び「石油ストーブ」は、教職員・学生を問わず全面的に禁止しているが、理由があつてやむなく使用するとき。
- (5) カギを取り換えたり、その管理方法や施錠位置を変更するとき。
- (6) その他、防火管理者が、防災上必要と認めた事項。

(建築物の自主検査)

第10条 防火管理者及び火元責任者は、建物、火氣使用設備器具等について、日常の外観点検のほか、年2回、別に定める「検査票」に基づいて、次のとおり、年2回、「自主検査」を実施するものとする。

検査対象	検査月日		備考
建築物	9月15日	3月15日	検査日が休日にあたる場合は、その前日又は翌日とする。
火氣使用設備器具			
少量危険物施設等			
電気設備			

(消防用設備等の自主点検)

第11条 防火管理者は、「消防用設備等」の機能を維持管理するため、次の「3項目」について別に定める「点検票」に基づいて、年2回、「自主点検」を行うものとする。(この場合の点検は、有資格者でなくても点検ができる範囲内、いわゆる「外観点検」に限る。)

点検項目		「外観点検」	
消防用 設備等	消火器	9月15日	3月15日
	自動火災報知設備		
	誘導灯		

(点検結果の記録と報告)

第12条 防火管理者は、第10条及び第11条に関する自主検査結果及び自主点検の結果を、別記「防火対象物維持台帳」に記録するとともに、「消防用設備等」に関しては、前条の「外観点検」のほか、次のとおり、有資格者による「機能点検」及び「総合点検」を実施し、かつ、有資格者により「消防用設備等点検結果報告書」を作成し、3年に1回、消防署長に報告しなければならない。

点検項目		「機能点検」		「総合点検」
消防用 設備等	消火器	4月1日	10月1日	
	自動火災報知設備	4月1日	10月1日	10月1日
	誘導灯	4月1日	10月1日	

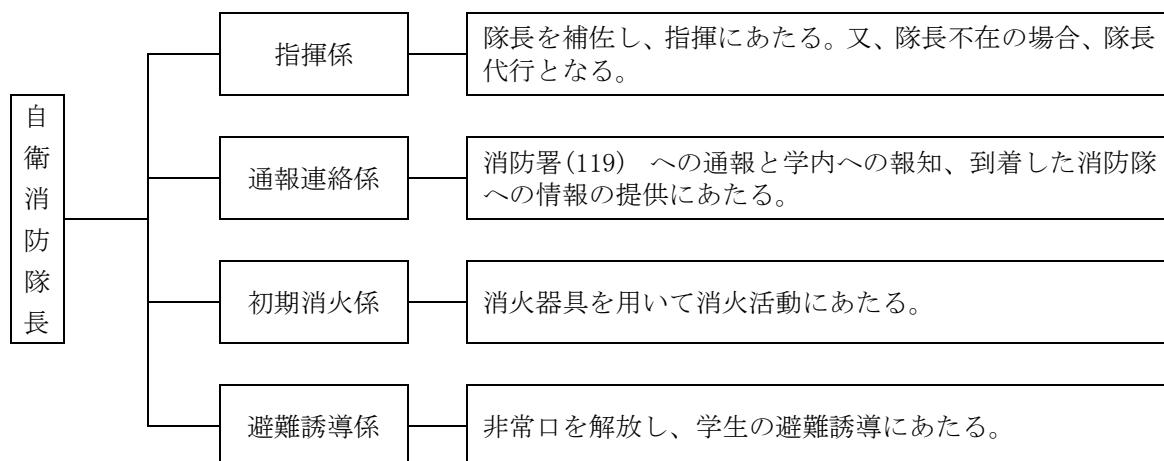
(不備欠陥等の整備)

第13条 防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、すみやかに学長に報告し、改修について促進を図るものとする。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第14条 本学の自衛消防組織は、学長を「自衛消防隊長」とし(以下、「隊長」という。)、防火管理者を「指揮係」とし、次の任務分担により、「自衛消防隊」を編成する。



(隊長等の権限及び任務)

第15条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊との密接な連携

2 指揮係は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。

(自衛消防活動)

第16条 隊長は、消火器具等の「配置図」及び「避難経路図」を作成し、掲示するものとする。

- 2 火災等が発生した場合は、第14条に定める任務分担により積極的に行動する。
- 3 「通報連絡係」は、消防署(119)へ「所在地、本学名称及び目標(火災場所)、火災の状況等」を通報するとともに学内の各棟に連絡する。
- 4 「初期消火係」は、消火器具等の配置図等に基づき、消火活動を行う。
- 5 「避難誘導係」は、避難経路図に基づき、拡声器・メガホン等を有効に活用して避難者に避難の方向を知らせるとともに誘導する。

(自衛消防隊本部の設置及びその活動)

第 17 条　自衛消防隊本部（以下、「本部」という。）は、校庭の安全かつ学生全体を把握できるグランド東側の「駐車場」に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、指揮係、通報連絡係とする。

2　自衛消防隊本部には、「校舎配置図」「防火対象物維持台帳」及び「学生名簿」（当日の「出席簿」）等の関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報、連絡)

第 18 条　火災を発見した者は、事務局に連絡するとともに消防署（119）に通報すること。

2　通報連絡係は、放送設備を活用し、次の「放送文例」により緊急放送を行う。

放送文例「只今、○○○より火災が発生しました。学生は全員、グランド東側の駐車場に避難してください。繰り返します。・・・（2回）・・・（3回）」（ゆっくりと落ち着いて、3度復唱すること。1分間待って再び復唱すること。徹底したことが確認できるまで、何度も繰り返すこと。）

3　通報連絡係は、消防署へ通報されたかどうか確認するとともに、火災の延焼状況や学生の避難状況を、逐次本部に通報すること。

(消火活動)

第 19 条　初期消火係は、火災発生の覚知と同時に、発生場所に急行し、消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。

2　消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び本部との連絡にあたること。

(避難誘導)

第 20 条　避難誘導は、次により行うこと。

(1) 授業中、校内出火の場合

ア. 教職員は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くように指示する。

イ. 避難及び避難経路は、原則として次による。

① 校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかわらず、全学生を集合位置（グランド東側の駐車場）に避難させる。

② 火災発生階より上層階の教室又は居室は、非常階段又は火災発生場所の反対側から避難させる。

③ 火災発生階より下層階の教室又は居室は、屋内階段から避難する。この場合、上層階からの避難を優先させる。

ウ. ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙を吸わせないようにする。

エ. 出席簿を持ち、校舎外へ避難誘導を行う。

オ. 廊下、階段では、「おさない」「かけない」「しゃべらない」を励行させる。

カ. 校舎外では、はや足で行動し、集合位置に整列させ、出席簿に基づいて、「人員点呼」を行うとともに本部に報告する。

(2) 休憩中、校内出火の場合

ア. 教職員は、学内の学生が残留する恐れのある便所、体育館、学生ホール、図書館及び寮室等に直行し、安全に避難誘導を行う。

イ. 校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

(3) 授業中、隣接建物より出火した場合

ア. 教員は、火災を覚知した場合、窓を閉め、カーテンを開けて、隊長の命令により校庭へ避難誘

導する。

イ. 校庭の集合位置（グランド東側の駐車場）で人員点呼を行い、本部に報告する。

(休日、夜間における活動体制)

第 21 条 休日、夜間の諸活動は、別に定める「宿日直規程」等によるほか、次の業務を行うものとする。

- (1) 火災を発見した場合は、消防署(119) へ通報するとともに、別に定める「緊急連絡者一覧表」にもとづき関係者への連絡を行う。
- (2) 消火器及び消火バケツ等を使用し、初期消火活動を行う。
- (3) 火災の延焼状況により、貴重品の搬出を行い、その管理にあたる。

(装 備)

第 22 条 自衛消防隊の装備、並びにその管理と保管場所は、次によるものとする。

- (1) 装備器材は、「男子寮」「女子寮」及び「光徳禅文化棟」の3ヶ所に配備し、内容・数量等は、それぞれ次のとおりとする。

装備器材	個 数
ヘルメット	2
警笛	1
懐中電灯	2
メガホン	1

(2) 装備器材の保管場所は、「男子寮」及び「女子寮」では、各管理室のロッカーとし、「光徳禅文化棟」では、玄関左側の防災庫とする。

(3) 装備機材の維持管理は、それぞれ各部署で行い、常時使用できるよう点検しておくものとする。

第 4 章 震災対策

(震災予防措置)

第 23 条 地震時の災害の発生を予防するため、第 2 章に定めるほか、各火元責任者は、それぞれの責任区域に関して、次の点検・検査を行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設物、工作物等の倒壊、転倒、落下危険の有無の検査。
- (2) 戸棚、ロッカー、下駄箱等の転倒危険の有無。
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認。
- (4) 窓ガラスの「ひび割れ」及び「すのこ」等の危険箇所の有無。
- (5) 火気使用設備器具等の転倒、落下防止、及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査。

2 各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検を行い、その安全性を確認するものとする。

(震災に備えての準備品)

第 24 条 震災に備えて、次の品目を常時持ち出せるよう、準備しておくものとする。

- (1) 食料（2～3日分の非常食）及び飲料水（水タンク）
- (2) 衣類（下着、タオル、毛布など）
- (3) 救急医薬品
- (4) 懐中電灯、携帯ラジオ

(5) 貴重品その他

(地震時の活動)

第 25 条 地震時の活動は、第 3 章（自衛消防活動対策）によるほか、次によるものとする。

- (1) 各火元責任者は、教職員又は学生を指揮し、各種器具からの出火防止の措置を講ずること。
- (2) 教職員は、学生への必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずること。
- (3) 防火管理者は、自らの判断又は、防災機関からの避難命令により指定避難場所（グランド東側の駐車場）へ避難誘導すること。

第 5 章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第 26 条 防火管理者は、教職員及び学生全員に、防災教育を実施するものとする。

2 「教職員」に対する防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 防災計画の周知徹底
- (2) 火災予防の遵守事項
- (3) 防火管理に対する各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 学生に対する人命安全に関する基本的事項
- (5) 震災対策に関する事項
- (6) その他、防火管理上必要な事項

3 「学生」に対しては、次の基本的事項について、防災教育を実施する。

- (1) 火災及び地震等による災害の基礎知識について
- (2) 地震の発生する要因について
- (3) 煙及びガス等の危険性について
- (4) 油類による火災発生危険について
- (5) 火災を予防するための基礎知識及び禁止事項について
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
- (7) 学校周辺の地理的現況について
- (8) その他、火災予防上必要な事項について

4 教職員及び学生に対する防災教育は、「年 1 回以上」実施するものとする。

5 新入生に対しては「入学時期」に行うものとする。

(消防避難の「総合訓練」)

第 27 条 防火管理者は、「通報」「消火」「避難」及び「避難誘導」等を連携して行う自衛消防に係る消防避難の「総合訓練」を、5 月、11 月の「年 2 回」行うものとする。

(震災訓練への参加)

第 28 条 震災訓練については、前条に準じて行うとともに、消防署、市役所等の防災機関で行う訓練に積極的に参加するものとする。

(総合訓練の実施報告)

第 29 条 防火管理者は、自衛消防に係る総合訓練を実施する場合、「消防訓練実施計画報告書」により、通知し、又実施後は、「消防訓練実施結果報告書」により、消防署長に報告するものとする。

第6章 その他の災害活動対策

(水災時の措置)

第30条 防火管理者は、台風、集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 火元責任者を自主点検検査係とし、校内の異状の有無を点検させ、補強等の安全措置を行う。
- (2) 通報連絡係には、消防署、市役所等の防災機関から必要な情報の収集を行わせるとともに、周囲の被害情報を確認する。

第7章 賞 帰

(表 彰)

第31条 隊員及び学生等に、次のような功労があった場合には、表彰するものとする。

- (1) 人命を救助した場合。
- (2) 火災、盗難事故を未然に防止した場合。
- (3) 前項によって本学の信用を著しく高めた場合等。

(罰 則)

第32条 隊員及び学生が、学校の管理及び防災に関する遵守事項について、次のような反則があった場合は、罰則を科するものとする。

- (1) 構内での喫煙
- (2) ガス器具及び電気器具（ストーブ、エアコン、湯沸ポット、電熱器、ヘヤードライヤー、コーヒーメーカー、等々）の消し忘れ
- (3) 出入り口、窓等の閉め忘れ・・・・等

附則

1. この計画は、昭和56年9月16日から施行する。
2. この計画は、平成10年10月1日から一部改正施行する。
3. この計画は、平成28年4月1日から一部改正施行する。

[13. 学生活心得]

【1】掲示板・放送・メールボックス

大学では、通常、学生の皆さんに対する連絡手段として《掲示板》を用いるのが一般的です（場合によっては携帯電話メールで行う）。本学も例外なく、学長からの重要事項の公示はもとより、教務関係・厚生補導関係の諸連絡事項、その他個人の呼び出し等に係わる事項も《掲示板》に掲示しますから、毎朝、必ず《掲示板》を見る習慣をつけましょう。

設置場所は、梅熟教室棟1階玄関・2階ピロティ、光徳禪文化棟1階廊下、佛心棟事務所前・佛心棟玄関外(5ヶ所)です。掲示を見落としたために不利益・不都合が生じた際、その責任は、すべて本人に帰することになりますから注意してください。

なお、急を要するとき、予定に変更があった場合等は、〈放送〉により一斉に伝達します。

学生の皆さんへの軽微な連絡事項は、各個人の名前を付した《メールボックス》(佛心棟事務所前設置)にメモを投じて知らせることもありますから、個人宛の郵便物の確認もかねて、一日一度《メールボックス》は必ず点検するよう習慣づけてください。

見落とし、聞きもらしを防ぐため、お互いに声を掛け合う、あるいは知らせ合うといった気配りを、常々ぜひ心がけてほしいと思います。

【2】学生証について

〈学生証の交付〉

入学式の当日、学生諸君に《学生証》が交付されます。これは、正眼短期大学学生としての身分を対外的に証明する最重要の身分証明書です。

したがって、その保持には特に留意し、次の注意事項を厳守してください。

- (1) 他人に貸与したり譲渡してはならない。
- (2) 他人から不時に提示することを求められたときにも、直ちにこれに応ずることができるよう、常時携帯しなければならない。
- (3) 本学の教職員から提示を求められた場合には、直ちに応じなければならない。
- (4) 在学証明書、単位修得証明書等の各証明書や、学割証等の交付を申請するときには、学生証を提示しなければならない。
- (5) 学生証を携帯しない者は、図書館・教室その他本学の施設設備を利用することができない。
- (6) 定期試験を受ける場合、監督官にわかるよう、学生証を机の上に提示しておかなければならぬ。
- (7) 記載事項を、抹消したり改変してはならない。
- (8) 万一、学生証を紛失又は著しく汚損したときは、直ちに事務局へ届け出て再交付を受けなければならない(有料)。

〈再交付〉

手数料500円を添えて事務局に申し出ること。

〈学生証の返還〉

次の場合は、学生証を学生部に返還することになっています。

- (1) 卒業のとき
- (2) 退学のとき
- (3) 有効期限が切れたとき

〈学生証の有効期限〉

学生証の有効期限は、卒業予定年度末までとなります。（春入学は3月31日まで、秋入学は9月30日まで。）休学・留年などがあった場合は、失効後に再度交付します。ただし、年度ごとに必要な事務手続き（学納金の納入等）が完了しない場合は、返還となります。

【3】学籍番号

学生証には、それぞれ番号（学籍番号）が付してあります。この学籍番号は、卒業するまでの間、変わることはありません。

レポートや答案用紙には、学籍番号を必ず記入することになっていますし、各種証明書の交付願にも書き入れます。学生生活において、自分の姓名とこの学籍番号は、一体のものと思ってください。

（例：2023年度入学者）R 23 001

はじめの「R 23」は入学年度（23は2023年の下2桁）、末尾の数字は氏名の五十音順に付した通し番号です。ただし、秋学期入学者は101から始まります。

【4】身上異動

前出の『教務規程』で、休学・復学・退学・除籍、あるいは再入学・復籍等、〈身上異動〉の主なものについて、その届出の方法も含めてありますので、ここではその他の異動に関する〈諸届出〉について、述べておきます。

（1）〈学籍票〉の変更届出

本学への入学手続きの際に提出した〈学籍票〉の記載事項（家族の現住所、保証人氏名等々）に変更が生じたときは、遅滞なく事務局に届け出ること。

（2）〈公欠届〉について

次の場合は、公欠として認め、欠席時間にカウントしないが、必ず事前に学生部へ〈公欠届〉を提出しなければならない。

- ア. 学長が認めた大学の行事（対外試合等を含む）に参加する場合
- イ. 公認クラブの活動で、学長が認めた行事（主として対外交流）に参加する場合
- ウ. 就職・進学のための試験日（面接を含む）
- エ. 学校保健法で定められている伝染病にかかったとき（医師の診断書が必要）

（3）〈忌引届〉について

忌引日数については下記のとおり定められているが、この場合も必ず学生部に届け出なければならない。

- ア. 父母のとき・・・・・・・・7日
- イ. 子のとき・・・・・・・・5日
- ウ. 兄弟姉妹・祖父母のとき・・・3日
- エ. 伯(叔)父・伯(叔)母・孫のとき・・・1日

【5】集会・行事・団体結成

（1）集会・行事について

学生が学内・学外を問わず、集会、行事を行なおうとするときは、学生部に届け出て、その許可を得なければならない。

特別の審議・検討を要するものについては学長の許可を得なければならない。

届け出の内容は、「主催団体名、責任者名、集会・行事の名称と目的、開催日時・場所」とし、届け出期間は原則として開催予定日の「2週間前まで」とします。

(2) 団体結成について

学内で活動しようとする団体は、規模の如何を問わず、次のことを守ってください。

ア. (団体結成願) を学生自治会を通して学生部に提出して、学長の承認を受けること。

イ. (団体結成願) には、「団体の名称・責任者名(正と副の2名を定める)・事業の目的と種別」を明記し、会則・会員名簿その他の資料を添付すること。

ウ. 団体は、毎年3月末までに当該1年間の活動に関する「実績報告書」を学生部に提出し、毎年5月末までに、新年度の「事業計画書」及び団体役員と会員名簿を同じく学生部に届け出なければならない。

エ. 届け出事項を変更したとき、または団体を解散したときは、ア・イに準ずる。

オ. 学外の団体に加入又は参加しようとするときも、ア・イに準ずる。

【6】合宿・休暇中の団体活動

学生が、自発的に計画して実施する〈合宿〉あるいは休暇中に実施する仲間同士〈スキー旅行〉その他の種々の〈グループ活動〉等は、何分にも〈危険〉がともなうので、次のことを遵守してもらうことになっています。

(1) 計画書の提出

目的、行き先(実施場所)、主催団体名(責任者名を付す)、交通経路と交通手段、期日(出発から帰省までの日時)を明記した計画書に、参加者名簿を添えて提出すること。

(2) 指導と了解

計画・実施にあたっては、必ず、指導教員(クラス担当教員等)の指導を受け、あわせて保護者の了解を得たことを証する書類を上記の計画書に添えて提出すること。提出の期限は、原則として実施2週間前とします。ゼミ担当教員の指導による〈セミナー研修旅行〉についても、計画書の提出その他すべて、上述に準ずるものとします。

【7】日常の服装と〈正装〉

本学では、日常の服装について、特別な規則は設けてはおらず基本的には自由ですが、毎日の朝課・晩課、教育課程の提唱・坐禅・茶道の授業、その他公式の学校行事には、必ず〈正装(着物・じゅばん・袴)、僧侶は法服〉を着用して出席・参加して下さい。

【8】施設設備の使用願

学生が、課外活動その他授業以外の目的で教室その他学内の諸施設設備を利用しようとするときは、〈学内施設使用許可願〉または〈大学備品(器具)借用願〉により、学生自治会を通して学生部へ願い出てください。

学生自治会が、主催者となって使用するときも、同様の手続きを得て学生部の許可を受けてください。

なお、使用に当たって、万一、施設設備を破損した場合は、その使用団体の責任で原状回復(弁償)の責任を負うことになります。理由を問わず弁償してもらうことになりますから、使用または取り扱いに重々留意するよう、各自徹底してください。

【9】学内での喫煙・飲酒

本学において、敷地内は禁煙です。

飲酒も原則的には禁止ですが、特別の行事・催事に限って、事前に許可申請（学生部に提出）のあったものに限り、学長が特別に許可することがあります。この場合、未成年者には遺漏のないように留意してください。

【10】各種証明書

大学が発行する証明書には、各種のものがあります。詳しくは、〈証明書一覧表〉を見てください。

証明書を必要とするときは、事務局窓口のカウンターに備え付けてある〈証明書交付願〉に必要事項を記入し、余裕をもって早めに事務局に提出してください。事務局の取り扱い時間は、次の通りです。

〔月～金〕午前9時～午後5時

【11】学割証（学生旅客運賃割引証）

JR旅客6社の鉄道路線またはバス路線を利用して、片道100キロをこえる区間の旅行をする場合に限って、学割証を利用すると、普通運賃が2割引きとなります。なおJR以外の私鉄（近鉄・名鉄など）でも、遠距離の場合は利用できますので、それぞれの窓口へ問い合わせるようにしてください。

学割証の有効期限は、発行より3ヶ月です。発行枚数の制限はありませんが、余裕をもって早めに申し込んでください。

使用に際しては必ず学生証を携帯し、絶対に不正使用しないでください。

〔各種証明書・手数料一覧表〕

種類	手数料	備考
成績証明書	500円	
卒業証明書	500円	
卒業見込証明書	500円	
在学証明書	500円	
在寮証明書	500円	
単位修得証明書	500円	
通学証明書	無料	
推薦書	500円	
人物考查書	500円	
学割証	無料	
他大学既修科目認定願	1件 1,000円	
学生証	無料	
学生証再交付	500円	
再試験料	1科目 3,000円	
追試験料	1科目 3,000円	理由によっては無料（公欠等）
復籍手数料	学費および 10,000円	

※各証明書は所定の交付願用紙により申し出ること。

※手数料の支払いは、なるべく「つり銭」のいらないように、また窓口では、必ず「領収書」を発行しますので、忘れず受け取るようにしてください。

【12】奨学金制度

1. 日本学生支援機構奨学金

家庭の事情により、学費の補いを必要とする学生、また就学途中、学資負担者が亡くなつて、その後の学資に困っている諸君には、〈日本学生支援機構〉の奨学金制度があります。

申込者（奨学生志願者）を大学で選考し、推薦するに当たつて、定められた学力基準（1年時在学者は高校の成績3.5以上。有利子の第二種では平均水準以上になっている）および家計基準（収入が日本学生支援機構の定めた基準以下であること）等によって選考されます。

志願者は、学期の始まり（毎年4月と10月の初旬内）に学生部へ相談にきてください。なお、学資負担者がなくなった場合等は別枠で〈特別推薦〉がありますから、理由発生時にすぐに事務局にきてください。

2. 正眼短期大学奨学金

本学奨学金には（1）正眼奨学金（2）正眼短期大学修学支援金の2つがあります。

（1）正眼奨学金 《学校法人正眼短期大学 正眼奨学金規程》

（趣旨）

第1条 この奨学金は、本学学生の内、経済的理由により、修学に困難がある優れた学生等に対し学費の貸与を行なう制度である。

（貸与の条件）

第2条 この奨学金は、国民生活金融公庫（国の教育ローン及びJAの教育ローン）の融資を受け、その利息（以下、これを「奨学金」という）を給費する。

（資格）

第3条 奨学生の資格は、人物・資質及び学業成績ともに優秀で、かつ向上心篤く志の高いことが認められる者に限る。

（採択時期・期間及び出願先）

第4条 （1）採択に係わる出願の期間は、入学時より1ヶ月間とし奨学生の取扱を受ける期間は卒業の時点までとする。ただし、止むを得ない事情により本学が認めた場合は期間を限定しない。

（2）出願は、所定の用紙により、短大事務局及び学生部窓口へ提出のこと。

（採択人数・交付額及び借用証書）

第5条 （1）奨学生の人数は、若干名とする。

（2）交付額は修学期間にかかる学納金（授業料・施設設備費）相当額とし、国民生活金融公庫の融資を受け、その利息を本人の金融口座に振り込む。（振込手数料は本人負担）

（3）奨学生には、採択通知にかえて証書を交付する。

（奨学生及び交付の決定）

第6条 奨学生及び交付は、教授会の意見を聴き、学長がこれを決定する。

（奨学金の取消）

第7条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、直ちにその資格を取り消すものとする。

（1）休学、退学または除籍になったとき。

（2）学則第50条により懲戒されたとき。

（3）その他、学長が奨学生として不適格であると認めたとき。

（奨学生の辞退）

第8条 奨学生は、いつでも奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の返還誓約書の提出)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、短大事務局長宛に返還誓約書を提出しなければならない。

(1) 退学したとき。

(2) 奨学生の交付を廃止されたとき。

(3) 奨学生を辞退したとき。

(奨学生の返還)

第10条 (1) 国民生活金融公庫の融資元本の返還は国民生活金融公庫の返済方法にしたがって返還する。

(2) 融資返還延滞により、利息が追加されたときは本人又は連帯保証人が返還する。

(3) 前条の各号の一に該当するときには、すみやかに本学が給費した融資利息を返還する。

(繰上返還)

第11条 奨学生はいつでも繰上返還できる。

(返還猶予の願出)

第12条 前条で返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学生返還猶予願を提出しなければならない。

(その他)

第13条 (1) この規程に定めのない事項に関しては、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

(2) この規程の運用に必要な事項は、別の細則をもってこれを定める。

(3) この規程の改廃は教授会の意見を聴き、理事会の審議を経て理事長がこれを行う。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
3. この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
4. この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
5. この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

(2) 正眼短期大学修学支援金

学校法人 正眼短期大学 修学支援（学納金減免等）に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人正眼短期大学（以下「本学」という。）に入学する学生および在籍する学生（留学生を含む）で、成績が極めて優秀な学生や経済的理由により修学が困難な者、および海外姉妹校・国内指定校からの入学者で減免を希望する者に対する学納金等の減免に関する必要事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において学納金等とは、入学金・授業料・その他納付金・寮費など本学学則で定められた費用の事をいう。

(資格及び減免率)

第3条 この規程による減免を申請できる者は本学に正規学生として入学または在籍し、次の各号の一に

該当する者とする。

- (1) 海外姉妹提携校からの推薦により入学した留学生（入学金の 50%）
- (2) 国内指定高等学校からの推薦により入学した者（入学金の 50%）
 - 入寮者については審査合格した者（授業料 100% 免除）
- (3) 社会人として 2 年以上経験のある者（入学金の 50%）
- (4) 社会人優待制度として、入学前の審査、筆記試験・面接等申出があった者（授業料 50%）
- (5) 入学試験での成績が極めて優秀な者（授業料の 50%）特待生として入寮した者（授業料 100%）
- (6) 当該学生の学費負担者を含む世帯の前年度総所得金額が、給与所得者の場合は 300 万円未満、給与所得者以外の場合は 150 万円未満である者
- (7) 当該年度中もしくは前年度中に、学費負担者の離職等により家計が急変し、明らかに学費等の納付が困難となった者
- (8) シニア僧侶育成プログラムの志望者（寮の部屋代 100%、ただし相部屋に限定）

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げるものは本規程による減免を申請できない。

- (1) 当該年度に休学し、学費納入を全額免除されている者
- (2) 学外の機関、団体から支給制の奨学金を受けている者

（申請手続）

第4条 前第3条（5）により当該年度の減免を希望する者は、所定の「授業料減免申請書」に、次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに学長に提出するものとする。

- (1) 給与所得者世帯にあっては学費負担者の前年分の「源泉徴収票」もしくは「住民税課税（非課税）証明書」
- (2) 給与所得者以外にあっては学費負担者の前年分の「確定申告書の写し」

2 前第3条（6）に掲げる事由により申請する者は、前項に掲げる書類に加え、学費負担者の離職等を証明する書類を提出しなければならない。

（審査）

第5条 前第3条に基づき減免申請の提出を受けた場合、作文評価・入学学力試験の得点、学費負担者の収入面などそれぞれ該当する項目ごとに精査を行い、大学評議会にて申請書、証憑書類を厳密に審査、検討を行い、審査結果を直ちに理事長に報告し承認を得るものとする

（減免の方法）

第6条 減免は入学金、授業料それぞれの納付時に減免額を差し引いた額を納入させることによって実施する。ただし、既に全額を納入している者には、当該学生または学費負担者の銀行口座に振り込み、または現金にて返金する。

（取消）

第7条 減免の決定を受けた者が、次の号のいずれかに該当したとき、学長は大学評議会の議を経て、減免の決定を取り消すものとする。

- (1) 申請書に虚偽の記載または申告等があったと判明したとき。
- (2) 学則第 19 条により除籍に処した者。

（返還）

第8条 学長は、学生が前条の規定により減免の決定を取り消されたときは、すでに減免した入学金、授業料の返還を求めることができる。

（事務手続）

第9条 減免申請に関する事務は、事務局が行う。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正するときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成30年年5月31日に制定し、同年6月1日から施行する。

【13】学生教育研究災害傷害保険

大学内で、学生が「教育研究活動中」にケガ等(災害傷害)をした場合の保証のため、本学では、((財)日本国際教育支援協会)の「学生教育研究災害傷害保険」(以下「学生災害保険」)に加入しています。「教育研究活動中」とは、以下の4つの場合をいいます。

- (1) 正課(授業)を受けている場合。
- (2) 大学が認めた学校行事(入学式等)に参加している間。
- (3) 上記の(1)(2)以外で、学校施設にいる間。ただし、寄宿舎にいる間は除かれます。
- (4) 学外で、大学に届け出た課外活動(文化行事、体育活動等)を行なっている間。

万一、事故が発生したときは、直ちに、事務局へ届け出してください。

【14】学生による印刷物の配布と掲示等

学生が、課外活動の一環として、任意にまたは独自に印刷物を作成配布したり、ポスターを掲示する場合、学生部へ届け出て、その内容や掲示場所等の承認を受けてください。

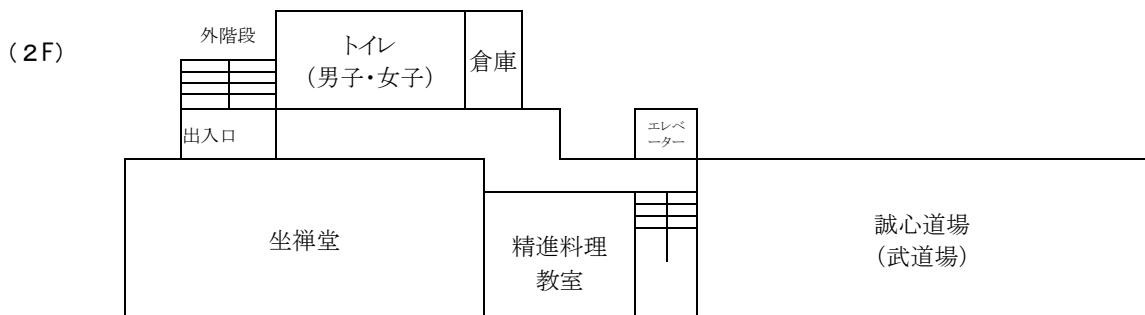
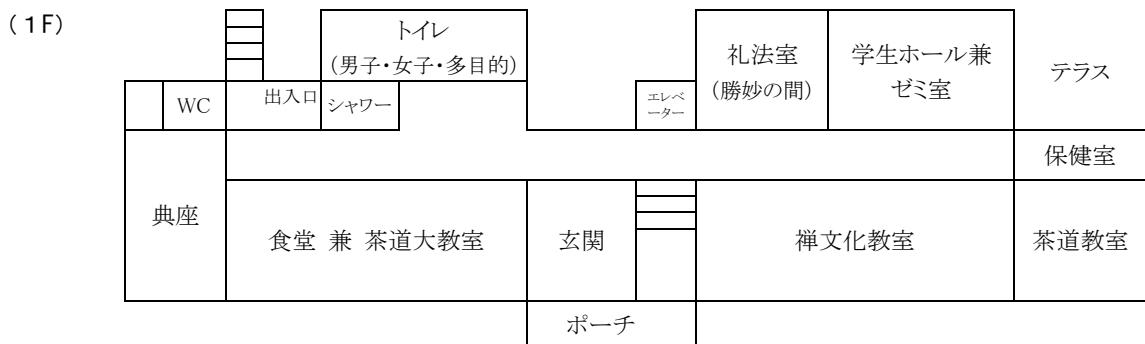
〔各種願届・届出一覧〕

	種類	提出期限	備考
身上異動（学籍関係）	休学願	事前	(1)所定の用紙により保証人連署で願い出ること。 (2)理由が病気による場合は、医師の診断書添付のこと。
	退学願		
	復学願		
	長期欠席願		
	再入学願		
	復籍願		
	転学願		
	留学願		
教務関係	家族住所変更届	変更後 1週間以内	住民票（抄本）
	保証人変更届		誓約書を提出し直すこと
	戸籍変更届 改氏名届 死亡届		戸籍抄本を添付のこと
	履修表 試験欠席	事前	所定の用紙により願い出ること
	公欠届 忌引届		
厚生補導関係	科目等履修願 特別聴講願		
	追試験願 再試験願		
	再受講願		
	集会（行事）許可申請書 合宿許可申請書	2週間前	(1)所定の用紙により願い出ること。 (2)計画書、その他添付書類は、本文の説明参照のこと。
	グループ活動許可願 団体結成願		
	学外団体加盟願		
	セミナー研修旅行許可願		
	学内施設使用許可願 大学備品（器具）借用願		
	印刷物発行配布願 掲示許可願		
	奨学金申込書	別に指示	
	学生教育研究災害傷害 保険金請求書		

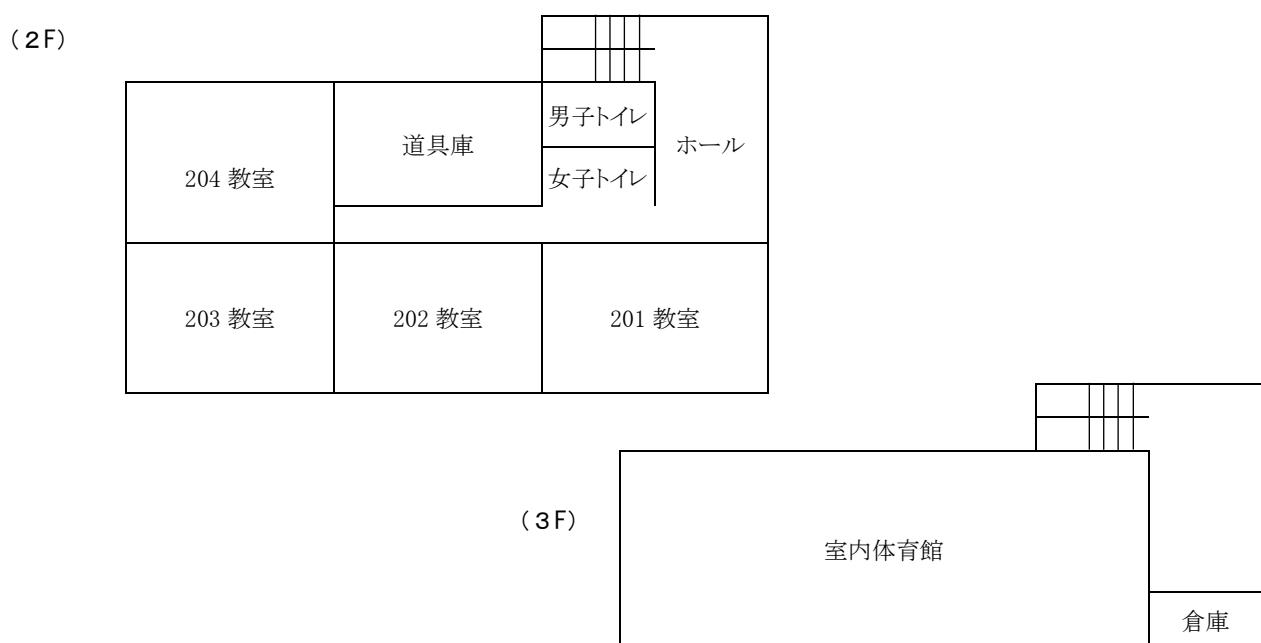
構 内 図

■教室配置図

光徳禪文化棟

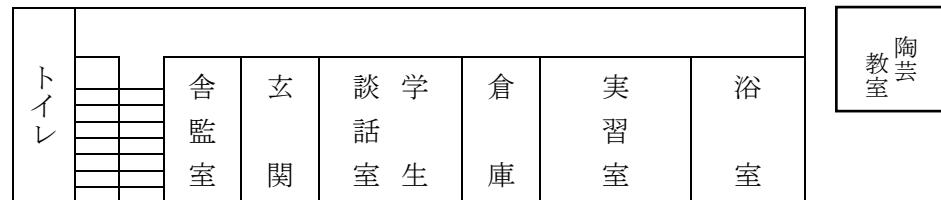


梅熟教室棟



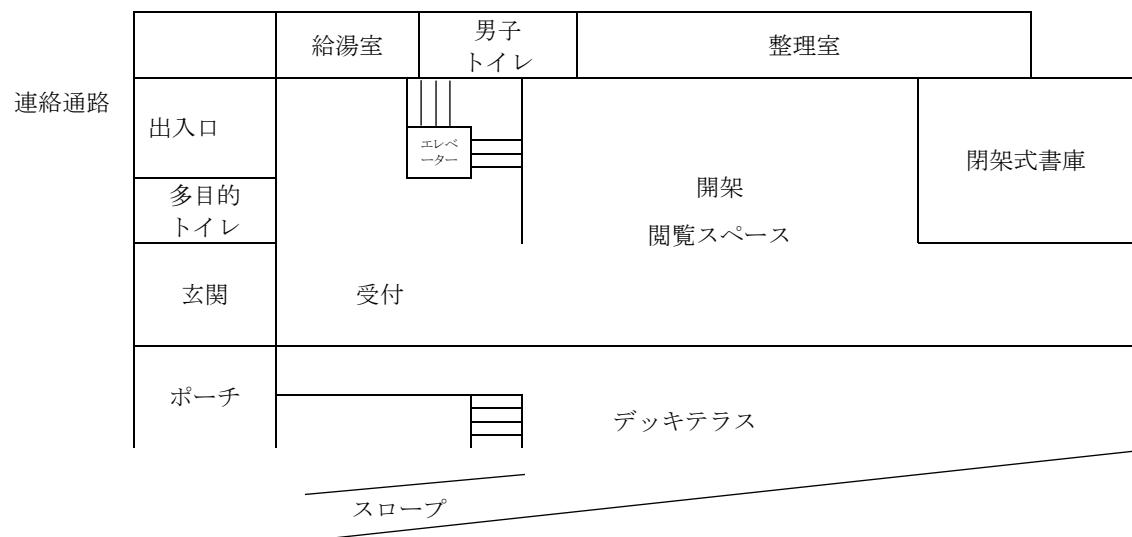
松隱寮

(1F)

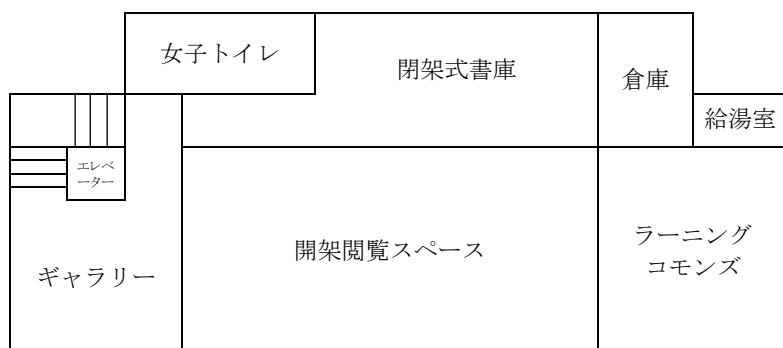


図書館（逸外記念館）

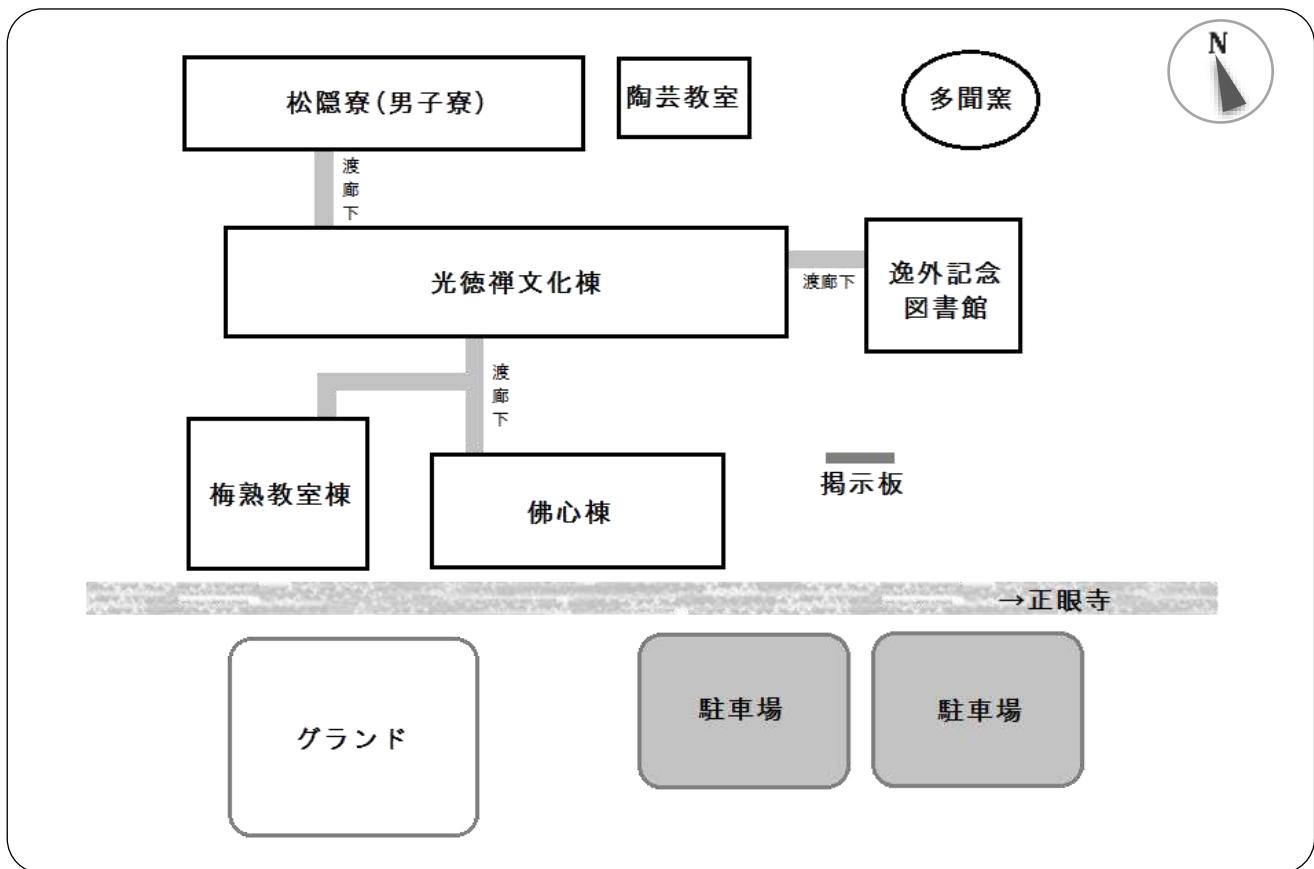
(1F)



(2F)



■施設配置図



■松隱寮(男子寮)
3F 寮室
2F 寮室
1F 談話室 彫仏教室 浴室 管理室

■光徳禪文化棟
2F 禅堂 誠心道場（武道場） 精進料理教室
1F 食堂兼茶道大教室 典座（厨房） 禅文化教室 勝妙の間 茶道教室 保健室 学生ホール兼ゼミ室

■梅熟教室棟
3F 室内体育館
2F 教室(201 202 203-4)
1F 女子寮 談話室 管理室 通学生更衣室

■佛心棟
2F 講堂
1F 受付 学長室 教員研究室 事務局 会議室 応接室

■逸外記念図書館
2F 開架図書 閉架式書庫 会議室 ギャラリー
1F レファレンスカウンター 整理室 閲覧室 開架図書 閉架式書庫

正眼短期大学 校 歌

作詞 谷 耕月
作曲 小森 真太郎

J-86

うわもこしきとんまいふだくのるくのきよきながれに
かああおとあおもぜたおもはらぎしよしみゆふきるくかんざんの一みねのりち
くうしょあさちあふなはわからうれきすのらこさつのほとりて
よにめたぞいざかめひたぞ一ためひたぞ一かまくわほくわほく
四、三、二、一、
いざ起ちて仏土淨めん いざ起ちて仏土淨めん 源深く流れは永遠に 源深く流れは永遠に
混濁の世の迷路に 灯し行く八正の道 仰ぎ見る無相の光 漢き出づる法の泉に
あゝ我等母校が誇り 誰ぞ聞く報恩の藏 正法の眼開きて 打ち鳴らす鐘は響きて
いざ起ちて仏土淨めん いざ起ちて仏土淨めん 目ざめたり若き魂 風は呼ぶ関山の嶺
草深き古刹のほとり 世に高き古徳在ませり 世に高き古徳在ませり

関係機関等連絡先

正眼短期大学事務局	0574-29-1372	美濃加茂市伊深町 876-10
正眼寺（学長）	0574-29-1369	美濃加茂市伊深町 872-2
岐阜県警察本部	058-271-2424	岐阜市藪田南 2-1-1
加茂警察署	0574-25-0110	美濃加茂市古井町下古井 2610
山之上駐在所	0574-26-0446	美濃加茂市山之上町 2541
蜂屋駐在所	0574-26-0442	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 135-1
富加駐在所	0574-54-3145	加茂郡富加町滝田 1574-1
関警察署	0575-24-0110	関市下有知 106-8
可茂消防事務組合消防本部	0574-26-0119	美濃加茂市加茂川町 3-7-7
中消防署	0574-26-0190	美濃加茂市加茂川町 3-7-7
富加出張所	0574-54-2714	加茂郡富加町滝田 1480-3
関消防署	0575-22-4271	関市山の手 1-8-1
(財)岐阜県健康管理センター	0574-25-2982	美濃加茂市西町 1-292
中部医療センター	0574-66-1100	美濃加茂市健康のまち 1丁目 1
太田病院	0574-26-1251	美濃加茂市太田町 2825
堀部医院	0574-25-2910	美濃加茂市蜂屋町下蜂屋 372-1
あまいけファミリー歯科	0574-25-0055	加茂郡富加町羽生 1071
高井クリニック	0575-23-8877	関市稻口 774-4
岐阜県精神保健福祉センター	058-273-1111(代)	岐阜市下奈良 2-2-1 (福祉農業会館)
岐阜市女性相談センター	058-274-7377	岐阜市下奈良 2-2-1 (福祉農業会館)
いのちの電話相談センター	058-297-1122	岐阜市
ストーカー相談110番	0120-794-310	岐阜県警
犯罪被害者相談室	0120-870-783	岐阜県警
可茂保健所	0574-25-3111	美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1 (可茂総合庁舎 2階)
関保健所	0575-33-4011	美濃市生櫛 1612-2 (中濃総合庁舎)

学 籍 番 号		氏 名	
------------------	--	--------	--

〒505-0008
岐阜県美濃加茂市伊深町876番地の10
TEL. 0574-29-1372
FAX. 0574-29-1320
e-mail: jimkyoku@shogen.ac.jp
<http://www.shogen.ac.jp>

2023.04.01